

第2期 鳩山町教育振興基本計画

令和4年度～令和11年度

意欲を育み心をつなぐ鳩山教育



令和4年3月（令和8年3月一部改訂）

鳩山町教育委員会

＜ 目 次 ＞

序章	・・・ 1
第Ⅰ章 後期計画の検証	
第1 後期計画の検証	・・・ 4
第Ⅱ章 鳩山町の教育をめぐる現状と課題	
第1 国・埼玉県の動向	・・・ 10
第2 鳩山町の教育をめぐる現状と課題	
1 教育委員会	・・・ 12
2 幼稚園教育	・・・ 14
3 小中学校教育	・・・ 16
4 学校給食	・・・ 20
5 生涯学習	・・・ 21
6 図書館	・・・ 23
7 スポーツ	・・・ 24
8 文化・芸術	・・・ 26
9 文化財	・・・ 27
第Ⅲ章 今後計画終期まで目指すべき教育の姿	
第1 基本方針	・・・ 29
第2 基本目標	・・・ 30
第Ⅳ章 今後計画終期まで重点的に取り組む施策及び事業	
第1 施策・事業の体系及び内容	・・・ 50
資料編	
資料1 鳩山町教育振興基本計画検討委員会設置要綱	
資料2 鳩山町教育振興基本計画検討委員名簿	
資料3 鳩山町の教育に関するデータ	

序章

1 計画策定の趣旨

本町では、町の目指すべき将来像を描き、その実現に向けて総合的かつ計画的な町政経営を進めるための指針を示した第5次総合計画基本構想に基づき、まちづくりを進めており、教育の分野では「次代を支える人づくりと新たな文化の創造」を政策展開の基本視点としています。

また、平成18年に改正された教育基本法の第17条の中で、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、と定められていることから、町教育委員会では、平成24年度から10年間の「鳩山町教育振興基本計画」を策定し、各種施策に取り組んできました。

近年、持続可能な開発目標（SDGs）推進のための戦略が提唱され、グローバル化やICTの発達・普及の進展、少子高齢化が進行するなど、社会の状況はさらに変化し、教育に関する課題も複雑化・多様化しています。

このような中で、鳩山町教育委員会では、「鳩山町教育振興基本計画」が令和3年度に計画期間を終了するにあたり、国の動向を参酌するとともに、今後予想される社会の変化等を踏まえ、本町の計画終期までの教育に関する基本的な計画として、令和4年度を初年度とする「鳩山町教育振興基本計画」を策定しました。

この「鳩山町教育振興基本計画」では、教育の取り巻く社会の動向や後期の「鳩山町教育振興基本計画」の成果と課題などを検証・分析した上で、国及び県の第3期教育振興基本計画も踏まえながら、中長期的な視点に立ち、計画終期まで取り組む本町教育の基本目標・施策・事業の体系を示しています。

鳩山町教育委員会

2 計画の位置付けとねらい

本計画は、鳩山町の教育が目指す基本的な方向と目標を明確に表し、その実現のために必要な施策や事業を、総合的・計画的に実施することを目的に策定するもので、教育基本法第17条第2項に規定される教育振興のための施策に関する基本計画として、地方公共団体において定めるよう位置付けられています。

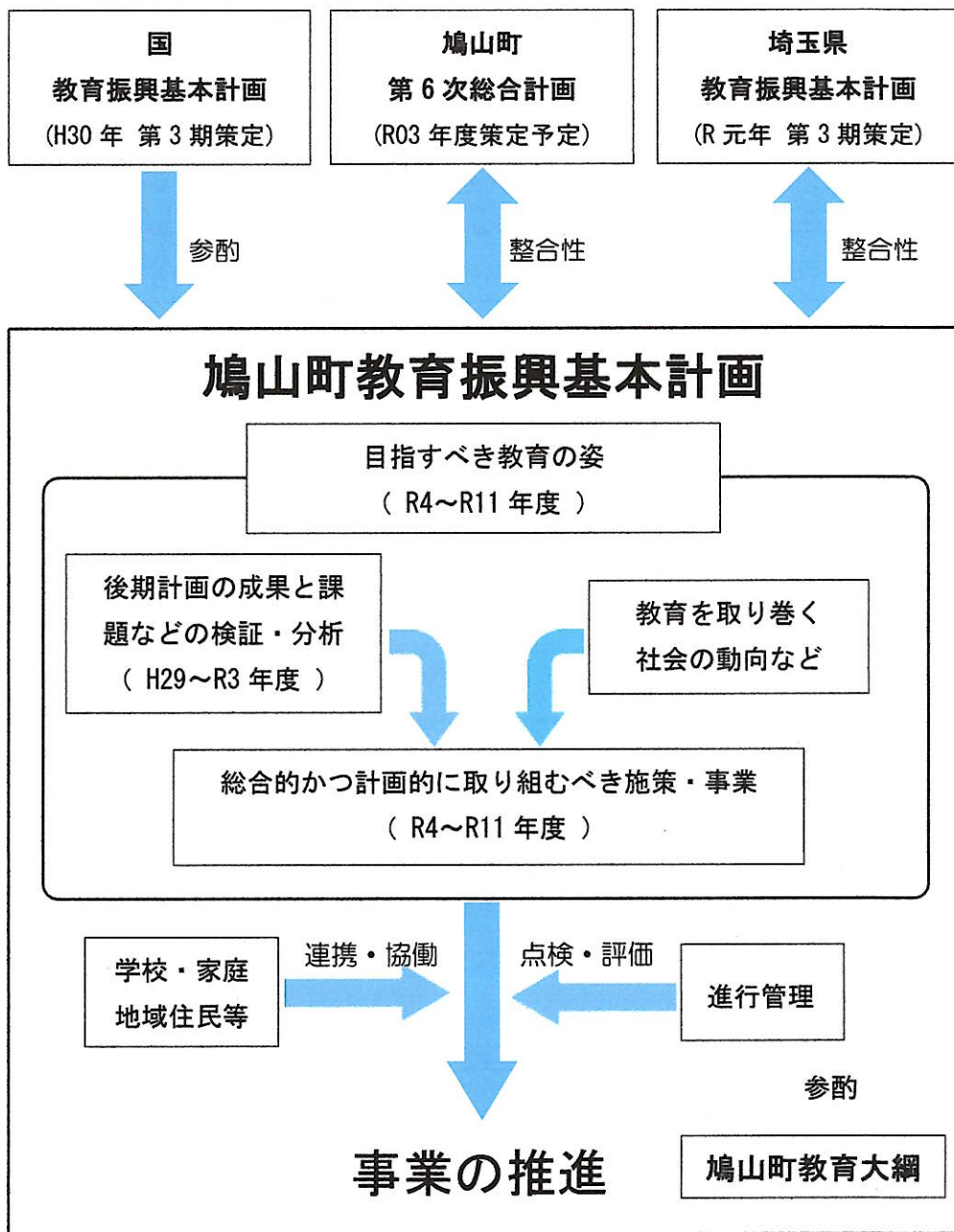
鳩山町では、令和13年度までの長期ビジョンとなる「第6次鳩山町総合計画」が策定されています。その中の基本目標「⑤子育てしやすいまちづくり」、「⑥文化創造・多文化共生のまちをつくりまします」に沿って策定する計画の1つとして本計画が盛り込まれており、「第6次鳩山町総合計画」と整合性を保った、教育に関する計画として位置付けられます。

鳩山町の教育の振興を推進していくためには、学校はもちろんのこと、家庭や地域のそれぞれが相互に緊密に連携・協力し、「町民全体」で教育に取り組むことが不可欠となっています。本計画を、教育関係者はもとより、広く町民の皆様に示すことで、より一層のご理解とご協力を得ることとしています。

3 計画の構成と期間

本計画に示す教育の目標は、鳩山町が今後計画終期まで目指すべき教育の姿として掲げるものです。「基本方針」で基本的な考え方を示し、「基本目標」で基本的な方向性、そして「実施施策・事業」で具体的な中身をお示しします。

本計画の実施期間は令和4年度から令和11年度までとします。



※鳩山町教育大綱

町長が地域の実情に応じ、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

第 I 章

後期計画の検証

第 1 後期計画の検証

1 後期計画の検証

後期計画では、前期計画に引き続き6つの基本目標と36の施策を設定し、様々な事業に取り組んできました。

各施策の主な取り組みは着実に進められ、概ね達成されたと考えます。目標を達成している施策については、さらなる内容の充実を目指して取り組みを進め、それ以外の施策については目標達成を目指して取り組みを進めています。

ここでは、後期計画の各基本目標における代表的な施策を取り上げ、令和2年度末現在の主な成果と課題を示します。

基本目標1 「確かな学力と自立する力を育成します」

- ・ 施策 「一人ひとり確実に伸ばす教育の推進」
- ・ 事業 「確かな学力育成事業」

鳩山町では、確かな学力と自立する力を育成するために、児童生徒に知・徳・体の基礎を身に付けさせる様々な事業に取り組んできました。学力向上推進委員会で小・中4校の教職員とともに主体的・対話的で深い学びの実現に向けて検討しました。「鳩山町学び合い学習の指針」を学力向上推進委員会で作成し、指導方法の改善を目指した取り組みを令和2年度より開始いたしました。

- ・ 施策 「時代の変化に対応する教育の推進」
- ・ 事業 「ICT環境の整備と情報活用能力の育成」

ICT環境の整備を進めました。令和元年度に閣議決定された“GIGAスクール構想”を受け、必要な環境整備について熟議し、令和2年度末に児童生徒並びに教職員1人1台のタブレット端末を配備することができました。併せて、鳩山町版GIGAスクール構想の運用に必要な要綱、ルール作りを行い、令和3年度より本格運用に至りました。

- ・ 施策 「グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進」
- ・ 事業 「外国語活動の充実」

令和2年度に小学校5、6年生の外国語（英語）が教科となり、新たに小学校3、4年生に外国語活動が加わりました。外国語教育担当者会議を開き、授業の在り方等について検討を行うとともに、ALTや町費で任用した英語教育支援講師との連携を密にしながら推進を進めました。

- ・ 施策 特別支援教育の推進
- ・ 事業 多様な学びの場の充実

鳩山町就学支援委員会を充実させ、関係機関と連携して連続性のある就学相談体制を

整備しました。町内の特別支援教育のニーズの高まりを受けて、特別支援学級の数を障害の実態に応じて増やし、そのニーズに答えることができました。町費会計年度任用職員である特別支援講師を活用し、特別支援学級と通常学級の児童生徒の交流を進めるなど、特別支援教育の充実を図ってまいりました。

基本目標2 「豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します」

・施策 「豊かな心を育む教育の推進」

・事業 「道德教育の推進」

令和2年度に“特別の教科 道德”として、道德の授業が教科化されました。各校とも教科化に向けて、評価の在り方等について道德教育推進教師を中心に研修を行いました。また、道德の授業の在り方を学校研究課題に据えて研修を進めるなど、道德教育の要となる道德の授業の充実を図りました。

・施策 「いじめ・不登校問題対策の推進」

・事業 「いじめのない学校づくり、不登校対策の推進」

各学校で「いじめ防止基本方針」のもと、いじめ防止に向けた取組を組織的に行ってまいりました。“いじめ”はどの学校にも起こり得るという前提のもと、いじめの認知を積極的に行うとともに、認知した場合には早急に対応し、その解消に努めてまいりました。学期に1回のアンケート及び、児童生徒と担任や相談員との面談を積極的に設け、教育相談体制の充実を図ることができました。

不登校問題については、小学生よりも思春期の中学生に多い傾向があります。その対策として、上記の教育相談体制の構築を行いました。また、令和3年度には、教育支援室を立ち上げ、その対策を充実させました。

・施策 「体力づくり活動の推進」

・事業 「児童生徒の体力向上の推進」

学校体育・運動部活動を充実させ、体力づくり活動を推進させてまいりました。新体力テストの結果についても、鳩山町は県の平均を上回っている状態を維持しております。令和元年度末からは、新型コロナウイルス流行により、体力づくりのための活動が大きく制限されました。しかし、新しい生活様式に即して、各学校が工夫を凝らして体力づくり活動推進のための最低限の取組ができております。

・施策 「発達段階に応じた健康教育の推進」

・事業 「学校保健の充実」

各学校において、児童生徒の発達段階に応じて「薬物乱用防止」や「喫煙防止」などの保健指導の充実を図ることができました。令和元年度末以降は、新型コロナウイルスが流行し、感染防止に重点を置いて健康教育を推進しました。養護教諭部会を重ねて実施するなど、児童生徒への感染予防等の健康教育について研修を深めました。

基本目標3 「安心・安全な教育環境の整備・充実を実現します」

・施策 「教職員の資質の向上」

・事業 「教職員の研修の充実、職員事故防止の徹底、子どもと向き合える環境づくり」

教職員の資質の向上を目指し、埼玉県と連携を図りながら教職員の資質向上のための研修を進めてきました。教職員の働き方改革に取り組み、校務支援システムの導入及び勤怠管理のICT化への取り組みを、他の自治体に先駆けて整備することができました。働き方改革を進めることが、教職員の心身の健康を保持・増進に役立ち、質の高い教育に繋がるという考えのもと、その整備を進めました。

また鳩山町版GIGAスクール構想において、児童生徒並びに教職員に1人1台のタブレットを配備することができました。また指導者用デジタル教科書を導入するなど、学習環境においてICT化を進めることができました。児童生徒にとって、より魅力的な授業づくりのための基礎を築くことができました。また、宿題もデジタル教材で出題できるようになるなど、教職員の教材研究の負担を減らす取り組みとなり、働き方改革を進めることができました。

○学校施設改修工事等一覧

年度	工事名	概要
平成 30	特別支援学級教室エアコン設置工事	空調機新設工事
	エレベータ改修工事	障害児の就学に対応するための改修
	避難用外階段改修工事	避難用外階段の改修
	屋内消火栓設備呼水槽交換工事	屋内消火栓呼水槽の改修
	放送設備改修工事	放送設備の改修
	受水槽ポンプ交換工事	受水槽ポンプ改修
令和 元	汚水排水ポンプ交換工事	汚水排水ポンプ交換
	職員室空調機交換設置工事	空調機交換
	エレベータ建屋内防水工事	雨漏り防止のためエレベータ建屋内防水工事
	職員室空調設備改修工事	空調機改修
	受水槽ポンプバルブ交換工事	受水槽ポンプバルブ交換
	電気設備（高圧交流負荷開閉器PAS）改修工事	高圧交流負荷開閉器PAS改修

基本目標4 「家庭・地域社会と連携した教育を推進します」

・施策 「開かれた学校の充実」

・事業 「地域の核となる学校づくり事業」

学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして学校応援団の取組を推進し、保護者や地域住民の参加を促しました。令和3年度には、鳩山中学校がコミュニティ・スクールへ移行し、学校運営協議会で地域とともにある学校づくりを目

指して、その取り組みを開始いたしました。

- ・施 策 「家庭教育支援体制の充実」
- ・事 業 「乳幼児と中学生とのふれあい授業」

鳩山中学校の生徒が、赤ちゃんとのふれあいを通して保育や育児について学習し、赤ちゃんの可愛さや命の大切さ、親への感謝の気持ちを育む機会を提供しました。当該事業については、平成19年度から社会教育委員が中心となって、中学校、幼稚園、乳幼児の保護者、埼玉県家庭教育アドバイザーと連携を図り実施しているものです。

- ・施 策 「PTA等の各種諸団体との連携強化」
- ・事 業 「児童生徒の交通安全・防犯事業の推進」

地域のボランティアによる防犯パトロールを組織し、登下校時の見守り活動や通学路の安全点検などの活動を定期的実施したことにより、県内市町村交通事故死ゼロ更新日数が令和3年2月3日現在で12年となり、県内1位となっています。

基本目標5 「生涯学習と生涯スポーツの振興を実現します」

- ・施 策 「多様な生涯学習の機会の提供と支援」
- ・事 業 「各種講座の開催」
- ・施 策 「文化芸術活動の振興」
- ・事 業 「発表機会の充実と人材の育成」

町広報やホームページ等を活用し、多様化する町民のニーズ等を捉えた各種講座や指導者の養成など、生涯学習の機会を提供しました。特に公民館・文化会館は生涯学習の機会推進活動の拠点として、多世代間の交流や地域コミュニティを図るため、「だれでもチャレンジステージ」や「言ってんべー・聞いてんべー大会」などの事業を行いました。

○公民館の使用状況（主催事業を含む） ※亀井分館は平成30年6月をもって閉館

施設名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央公民館	回数	766回	623回	545回	406回	277回
	使用者数	12,040人	10,194人	6,209人	4,276人	3,082人
亀井分館	回数	111回	80回	7回	-	-
	使用者数	2,662人	1,739人	223人	-	-
石坂分館	回数	244回	588回	200回	192回	82回
	使用者数	4,455人	4,060人	3,049人	4,656人	651人

○文化会館の使用状況（主催事業を含む）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
使用回数	49回	38回	46回	42回	1回
来場者数	7,135人	7,479人	6,858人	5,612人	200人

- ・ 施 策 「スポーツ・レクリエーションの振興」
- ・ 事 業 「町スポーツ協会の活動の充実」、「スポーツ少年団加入促進」

気軽にスポーツ・レクリエーションができる場を提供するため、町スポーツ協会と共催による各種スポーツ大会を実施しました。また、少子化の影響が顕著な町スポーツ少年団の育成にも努めました。

○スポーツ協会加盟団体数と育成費補助金額

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
加盟団体数	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体
会 員 数	706 人	728 人	636 人	651 人	609 人
育成費補助額	745,960 円	742,400 円	714,920 円	716,820 円	715,270 円

○スポーツ少年団数と育成費補助額・加入率

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
加盟団体数	5 団体	5 団体	5 団体	5 団体	5 団体
育成費補助額	685,750 円	656,350 円	643,300 円	517,000 円	469,000 円
団員数	95 人	103 人	98 人	84 人	80 人
全児童数	488 人	454 人	430 人	417 人	403 人
加入率	19.47%	22.69%	22.79%	20.14%	19.85%

- ・ 施 策 「社会教育施設・スポーツ施設等の整備・維持管理」
- ・ 事 業 「町内スポーツ施設の整備」

利用者へ安全安心な施設環境を提供するため、施設保守点検業務等の委託や定期的な施設巡回により、設備等不具合の早期修繕や施設の適切な維持管理に努めました。

- ・ 施 策 「図書館サービスの充実と読書活動の推進」
- ・ 事 業 「図書館サービスの充実」、「図書館資料の充実」、「図書館事業の充実」

町民の生涯学習の場として多様化、高度化、複雑化する町民のニーズに応えるため、資料や記録などを計画的に収集し、図書館サービスに努めています。また、利用者数の拡大を図るため、乳幼児を対象とした「すこやかブック事業」、未就学児を対象に絵本の読み聞かせと手遊びを実施する「うさぎちゃんのへや」、小学生までの児童を対象として絵本の読み聞かせと紙工作をする「こどもおはなし会」の実施や、保育園・幼稚園児及び小・中学生を対象に図書館の書籍や行事をお知らせする「図書館だより」を発行し、子どもたちの読書活動の推進に努めました。

○利用者数・貸出冊数の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	29,003 人	27,444 人	28,114 人	25,003 人	17,596 人
貸出冊数	105,824 冊	98,792 冊	104,139 冊	94,879 冊	72,954 冊

基本目標6 「文化の振興と文化財の保存・継承・活用を推進します」

・施策 「南比企窯跡群の国指定史跡化への登録推進と指定後の啓発・活用検討」

・事業 「南比企窯跡群の国指定史跡化への登録推進と指定後の啓発・活用検討」

平成29年度から、国指定範囲図面(案)や写真図版の作成、南比企窯跡群総括報告書の執筆・編集作業を行いました。平成30年度に国史跡候補地である天沼遺跡の第9次発掘調査を実施しました。平成30年度から総括報告書掲載の遺構図版の作成を行いました。令和3年度には『南比企窯跡群総括報告書』の刊行や国への意見具申に向けた準備を進め、早期の国指定史跡化を目指します。

○南比企窯跡群の国指定史跡化に向けた事業（H29～R2まで）

・学術評価委員会の開催回数 6回（うち2回は書面開催）

・調査業務等の実施

年度	業 務 名
平成29年度	文化庁協議（南比企窯跡群国指定史跡化について）
	文化庁協議（国史跡指定範囲検討）
	文化庁技官現地視察（指定範囲周辺の踏査）
平成30年度	学術評価委員による現地視察
令和元年度	出土遺物検討会実施
令和2年度	出土遺物検討会実施

第 1

国・埼玉県の動向

1 国の動向

国は、教育基本法に基づき平成 30 年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」を策定しました。少子高齢化やグローバル化が進展するとともに、東日本大震災を機に「人の絆」の大切さが再認識されるなど、社会状況が大きく変化する中で、「第 2 期教育振興基本計画」において掲げた、

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人の育成
- (2) 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- (3) 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成

という 3 つの理念を引き継ぎつつ、今後の教育政策に関する基本的な方針として、次の 5 項目が盛り込まれました。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

2 埼玉県の動向

埼玉県は、平成21年度から、埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」に基づき、県内の教育の振興に取り組んできましたが、平成25年6月に国が策定した「第2期教育振興基本計画」を参酌しつつ、埼玉県独自のカラーを加えた「第2期埼玉県教育振興計画（生きる力と絆の埼玉教育プラン）」を策定しました。

また、令和元年7月に「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念に掲げ、第2期計画までの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、教育に求められる役割や子どもたちに育みたい力などを踏まえ、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び（「豊かな学び」）で、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指すとしています。

今後5年間に取り組む教育行政の10の基本目標を次のとおり掲げています。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 確かな学力の育成 | ⑥ 質の高い学校教育のための環境の充実 |
| ② 豊かな心の育成 | ⑦ 家庭・地域の教育力の向上 |
| ③ 健やかな体の育成 | ⑧ 生涯にわたる学びの推進 |
| ④ 自立する力の育成 | ⑨ 文化芸術の振興 |
| ⑤ 多様なニーズに対応した教育の推進 | ⑩ スポーツの推進 |

第 II 章

鳩山町の教育をめぐる
現状と課題

第 2

鳩山町の教育をめぐる現状と課題

1 教育委員会（総務・学校教育担当）

〔現状〕

教育委員会は、地方公共団体の教育行政を中心的に担う組織であり、首長から独立した行政委員会として5人の合議制で町の教育行政の重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的に事務を執行する仕組みです。

平成26年に一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることとなっております。また、引き続き教育委員会が行う事務事業・執行状況について、学識経験者による点検・評価を行い、議会に報告等することはもとより、首長・教育委員により構成される総合教育会議を開催し、令和4年度には、教育大綱を更新する必要があります。

また、国の補助金等を積極的に活用し、各小・中学校の校舎、屋内運動場の耐震化は終了し、非構造部材耐震調査を平成25年度に実施しました。

〔課題〕

1 教育委員会活動の透明性の確保

教育委員会の活動内容については、広く町民に周知されているとはいえないため、町のホームページなどを活用し、個人が特定されるような情報に配慮しつつ、十分な情報と機会を提供し、活動内容の透明性を高めていくことが必要です。

2 委員の責任と資質・能力の向上

教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、教育委員会における審議を活性化するとともに、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うという役割を従来以上に果たすこと。また、このような職責を担う委員の資質向上のため、各委員への研修の充実が必要です。

3 事務事業の評価の活用と教育大綱の策定

教育委員会活動に対する外部評価の内容を踏まえ、事務事業の見直し等を行い、効率的な事務を行うとともに、首長が教育大綱を更新するに当たり、総合教育会議において、十分に協議・調整を行う必要があります。

4 学校施設等の整備の推進

地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画を踏まえるとともに、学校施設等の点

検・診断によって現状を的確に把握した上で、令和2年度に制定された個別施設計画に沿って、長期的な視点をもって、計画的に施設・設備機器等の老朽化に伴う改修・更新を行っていくことが課題となっています。

また、少子高齢化の進行による児童生徒数の減少に伴い、学校規模の適正化について検討する必要があります。

2 幼稚園教育（幼稚園教務・指導担当）

〔現状〕

幼児期は、友だちとの関わりの中で社会性を身に付けていく時期であり、同年齢の幼児の集団生活の場として、幼稚園教育が果たす役割は大きいものがあります。

本町では、公立幼稚園において、4・5歳児の2年保育を行っています。私立幼稚園は3年保育を実施していましたが、平成28年3月に閉園となり、公立幼稚園が町内唯一の幼稚園となりました。

鳩山町年齢別人口（人）

乳幼児数につきましては、平成28年度・令和3年度の年齢別人口をみましても、少子化が続いています。

保護者の短時間就労ニーズにより、平成14年度から「預かり保育」を実施しています。また、各家庭の近隣に同世代の幼児が少ないことから、3歳児を対象とした「未就園児保育体験」を実施し、親子が共に関わり合い、円滑な園生活に移行できるようにしています。

年齢	男		女		計	
	H28	R3	H28	R3	H28	R3
0歳	27	17	29	14	56	31
1歳	20	18	26	26	46	44
2歳	33	19	32	29	65	48
3歳	27	21	29	46	56	67
4歳	34	25	30	37	64	62
5歳	38	33	28	33	66	66

(H28、R3ともに3.31現在)

〔課題〕

1 家庭や地域と連携した幼稚園教育の充実

園児数が減少する中ですが、教育効果が十分に発揮されるよう、家庭や地域と連携しながら園生活を進めることが必要とされています。公立幼稚園の特性を生かした教育課程を編成し、一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実を図れるよう、補助教員の配置を含め継続していく必要があります。

2 教職員の資質能力の向上

多様な家庭生活を送る幼児一人一人に柔軟に対応する為に、教職員の資質能力の向上が求められています。幼児理解を深めるとともに、指導方法の工夫、改善を図るために必要な各種研修等に参加する体制づくりが必要です。

3 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

主体的な遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科中心の小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児期の終わりまでに育てほしい姿（幼稚園教育要領）をもとに幼児の姿を共有するなど、幼稚園と小学校の交流活動を一層進めていく必要があります。

4 子育て支援の充実

共働き等により、保育終了後の預かり事業に対するニーズが高まっており、今後も「預かり保育」で柔軟に対応していくことが求められています。また、子育て中の親子の支援

事業として「未就園児保育体験」を継続して実施し、地域の保護者の子育て支援を進めていくことが求められます。

5 鳩山町の幼児教育の今後の方向性についての検討

乳幼児の人口減少に加えて、共働き家庭の増加や、令和元年10月より実施された満3歳児からの保育料無償化制度の影響を受け、町立幼稚園の園児数が激減し、今後の方向性について検討する時期が来ています。町では「鳩山町の幼児・児童教育のあり方町民検討委員会」を設置し、今後の幼児・児童教育の方向性について議論しており、町の現状に適した幼児教育の運営が求められます。

3 小・中学校教育（総務・学校教育担当）

本格的な人口減少時代を向かえる中、本町はそれを大きく上回るスピードで人口減少が進み、少子化とともに児童生徒数も年々、減少傾向が続いています。町には令和3年度現在、小学校3校、中学校1校が設置されていますが、学校規模の全体的な縮小化が進行すると予想されます。

学習指導要領では、将来の予測が困難な新しい時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力として、

「生きて働く『知識・技能』の習得」

「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」

「学んだことを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」

の3つの柱に整理されました。社会のデジタル化が進み、教育でもICT化を進めていく必要があります。また、新型コロナウイルスの流行による新しい生活様式に沿った教育活動が求められ、学校教育は大きな過渡期にあるといえます。

（1）確かな学力の育成

〔現状〕

児童生徒たちが「確かな学力」を身に付けるために、鳩山町では小・中学校に町費会計年度任用職員として学習支援講師などを配置してきました。外国語教育においては、中学校へALTを派遣し、教科化された小学校には英語指導助手を配置し、その充実を図りました。鳩山町版GIGAスクール構想として、令和2年度2月に町内児童生徒並びに教職員に対して1人1台のタブレット端末を配備し、タブレット端末を活用した学校教育が本格的にスタートしたところです。新型コロナウイルス感染予防のためのリモートによる学校教育の位置づけとしてもタブレット端末を試行錯誤しながら活用しています。

〔課題〕

1 未来を生き抜くための確かな学力の育成

将来の変化を予測することが困難な時代を前に、児童生徒が将来にわたって、主体的に逞しく生き抜くための力、知識や技能の習得のみにとどまらない授業づくりと、教育活動の展開が必要です。

2 学校組織の活性化と教職員の資質、指導力向上

社会に開かれた教育課程のもと、地域と連携・協働しながら目指すべき教育の実現を図る必要があります。タブレット端末等のICT機器を活用して、児童生徒の協働的な学びができるよう教職員の資質、指導力の向上を目指す必要があります。

3 学校ICT環境整備と情報活用能力の育成

「令和の日本型学校教育」の構築を目指すために相応しい学校ICT環境を整備する必

必要があります。デジタル社会で生き抜くための情報活用能力を、日頃の授業の中で育てていく必要があります。

4 外国語教育の充実

小学校5，6年生で外国語が教科化され、さらに小学校3，4年生で新たに外国語活動が導入されました。小学校教員の外国語指導における指導力向上のための支援が必要です。

5 環境教育の推進

持続可能な発展ができる社会を築いていこうとする態度を、児童生徒に育てることが必要です。このため、学校、家庭、地域等と連携し、知識だけではない体験活動を通じた環境教育の推進が必要です。

(2) 健やかな体の育成

〔現状〕

小学校においては、業前運動や業間運動などで、運動の習慣化を図ってきました。中学校においては、部活動の充実も図ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、学校体育や部活動等の教育活動に制限が生じている状態です。

〔課題〕

1 体力づくり活動の推進

児童生徒の体力向上を図るため、新型コロナウイルス感染予防に留意しながら、新しい生活様式に沿った授業を工夫して展開する必要があります。また、心の健康を守るための保健指導も必要です。

2 食育教育の推進

学校給食を通じて食の大切さ、正しい食習慣を身に付けさせるとともに、家庭と学校が連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進していきます。

(3) 豊かな心の育成

〔現状〕

携帯電話、スマートフォンが普及し、それを所持する児童生徒数も増えるなど、情報に関する環境が大きく変わってきました。それに伴って、児童生徒同士によるSNS上でのトラブルなども増えてきました。また、他の自治体と同様に、不登校児童生徒への支援等が大きな課題となっています。社会が大きく変化する中で、豊かな心の育成を目指し、児童生徒がたくましく生き抜く力を育てることが必要です。

〔課題〕

1 道徳・人権教育の充実

道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」の推進のため、研修を進めていく必要があります。とりわけ学校教育のなかで、今日的な様々な人権問題に触れ、児童生徒の人権感覚を育成する必要があります。

2 体験活動の充実

身近な地域の教育的資源を生かし、豊かな人間性や社会規範を守る心を育み、望ましい勤労観・職業観を身に付けるため、新しい生活様式に即した上で「体験活動」を推進していくことが大切です。

3 教育相談・支援体制の充実

鳩山中学校に設置されている「さわやか相談室」を中心に、児童生徒に寄り添った相談体制の充実や、不登校児童生徒へのタブレット端末等のICTを活用した新しい支援の方法が求められます。

（４）特別支援教育の充実

〔現状〕

町内小・中学校の全児童数は近年、着実に減少しております。一方で、家庭からの特別支援教育へのニーズは高く、その人数は着実に増加しております。町内の特別支援学級の数は、平成27年度は4学級でしたが、令和3年度は10学級までに増加しております。小学校に町費で特別支援教育支援員を配置し、そのニーズに対応しているところです。さらに特別支援学級とは別に、通常学級に在籍しながら、一時的に特別な指導を受けることのできる通級指導のニーズも高く、令和3年度より町費会計年度任用職員として通級指導員を配置しました。

〔課題〕

1 共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実

小・中学校における通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続した「多様な学びの場」を用意し、緊密な連携を進める必要があります。また、早期からの適切な教育的対応ができるような体制が必要です。

2 特別支援教育の充実

近年、特別支援教育のニーズがより一層高まってきております。併せて、児童生徒の障害のあるなしに関わらず、共に学ぶインクルーシブ教育を進めていく必要があります。また、それを支える人材が必要になります。

(5) 学校・家庭・地域との連携

〔現状〕

地域の人材を活用し、学校への支援活動に協力を得るため、各学校が学校応援団等と連携し、幅広い層の地域住民と連携を図ってきました。令和3年度に鳩山中学校がコミュニティ・スクールへ移行しました。今後、学校運営協議会等を通して、学校と家庭・地域が共通の目標をもって、連携・協働していくことが必要です。

〔課題〕

1 学校運営協議会の充実

中学校に加えて、令和4年度には町内すべての小学校がコミュニティ・スクールへ移行します。学校と家庭・地域が共通の目標をもてるよう、学校運営協議会の充実が求められます。

2 地域とともにある学校の実現

「開かれた学校」から、さらに進めて「地域とともにある学校」の実現を目指していく必要があります。教育課程そのものを社会に開くなど、地域とともに子どもを育てるための仕組み作りが必要です。

(6) 教育施設・設備の整備と充実

〔現状〕

鳩山町においては、各学校施設の耐震化工事の完了から約10年を経過しており、必要に応じて施設・設備の改修・更新を進めていく必要があります。また、令和2年度にはGIGAスクール構想に伴い、各教室及び特別教室へのカテゴリ6のインターネット環境の整備工事及び、各児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備し、Society 5.0への対応準備をしました。

ハード面では、定期的に小・中学校の教育用パソコンや校務用パソコンの更新を行うとともに、電子黒板や大型モニター、動画等の配信機器等を必要に応じて整備及び更新していき、児童生徒用のタブレット機器も計画的に更新していく必要があります。

〔課題〕

1 学校教育施設の改修・整備推進

全小・中学校の耐震補強工事は終了していますが、各学校とも校舎等の給排水施設、電気設備などを中心に経年劣化が進んでいます。今後、計画的に設備の改修・整備を進め、安心・安全な教育環境づくりを進めていく必要があります。

2 学校ICT化整備の推進

感染症等による学校の休業や多様な児童生徒への対応として、オンライン環境下での双方向同時授業を実施できるよう、教職員への働きかけが課題になっております。

4 学校給食（給食センター管理・業務担当）

〔現状〕

国の学校施設環境改善交付金を活用し、平成 28～29 年の工事期間を経て全面改築の完了した鳩山町学校給食センターは、国の最新衛生基準を遵守し、食の安心・安全につながる設備・機能を備え、給食の質の向上を図るとともに、食育の推進、衛生管理、地産地消、災害時の機能を併せ持った新たな施設として、平成 29 年 9 月より稼働しています。

日々の献立については、学校の年間指導計画や給食摂取基準に基づいて、各学校の食育主任と給食センターの栄養教諭、調理員等が連携を図りながら、安全・安心でバランスのとれた給食づくりを進めています。

給食には、積極的に地元産米や野菜などを活用することで地産地消を推進し、令和 2 年度は町内の小・中学校に延べ 124,956 食を配食しました。

また、毎月「食育だより」を発行するとともに、学校食育主任と協力して、栄養教諭が実際に学校の教室で、児童生徒に向けての食に関する指導を行い、食育の推進を図っています。

新たに設置された見学窓を通じて、給食の調理工程等を児童・生徒や保護者が直に目にするにより、毎日の給食への理解を深めます。

〔課題〕

1 食育の推進

児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるために、全学校で「早寝・早起き・朝ごはん」運動の取組が積極的に行われるよう引き続き指導・啓発を進めるとともに、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を行うことによって、児童生徒が食の大切さを認識し、自ら健康管理ができるよう食育の推進が求められています。

2 学校給食の充実と地産地消の推進

食料の生産等に対する児童生徒の関心を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携して、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を伝達する取組が必要です。併せて、児童生徒の健やかな成長を支えるため、安全・安心な食材の確保や献立の工夫を図るなど、学校給食の充実が求められています。

3 給食センター内の衛生管理の徹底

学校給食衛生管理基準に基づいた施設・設備の衛生管理や、調理過程などにおける衛生管理の徹底が求められています。

学校給食調理従事者への衛生管理指導を徹底するとともに、今後も全改築の完了した新たな給食施設・設備の計画的かつ適切な維持管理に努めることが必要です。

5 生涯学習（生涯学習担当）

〔現状〕

今日、少子高齢化、核家族化、情報化、グローバル化をはじめ、人口減少など私たちを取り巻く社会環境が急速に変化しています。このような状況を踏まえ、これまで家庭・学校・地域が協力し、学校のPTAや保護者組織が中心となり、様々な事業に取り組んできた結果、町内の子どもたちは健やかに成長しています。

町では、生涯学習の事業を推進するため、社会教育関係団体と連携・協働しています。また、家庭教育学級を行う小・中学校PTAに補助金を交付し、家庭教育の効果的な活動の推進、児童生徒の健全育成と家庭教育の充実を図っています。

さらに、生涯学習や生涯スポーツに対する町民のニーズが多様化し、増加している状況に対応するため、町民等へ社会教育施設等の提供や利用の促進に努めています。生涯学習活動を通じて、町民の主体的な学習意欲の向上や参加者相互の交流の環が広がっています。

町内には、多方面にわたり専門的な知識や技能、資格、免許等をお持ちの方がいます。多様な学習活動支援のために、様々な機会を利用して新たな指導者を発掘するとともに必要な情報を提供しています。

社会教育分野での人権教育の取り組みは、人権教育推進事業に位置付けて、子どもや成人を対象とした学習機会を提供するとともに研修会等を開催しています。町民一人一人があらゆる人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることができるよう努めています。

〔課題〕

1 家庭教育支援事業の実施

家庭教育の効果的な活動の推進を図るため、小・中学校の児童生徒の健全育成と家庭教育の充実の発展に寄与する各小・中学校のPTAに補助金を交付し、家庭教育の推進を図ります。

2 社会教育関係団体との協働

PTAをはじめ町内の各種団体や機関などと協働事業を推進します。各団体や機関とのネットワークを活かし、社会情勢の変化に応じた効果的な協働事業を、計画的また継続的に実施する必要があります。継続的に事業を推進するため、必要な予算確保や事業運営の役割分担を明確にしておくことも不可欠です。

3 多様な学習機会の提供と支援

町ではいつでも、どこでも、だれでも気軽に参加でき、学べる機会を今後も提供し、町民の意見を聞き、さらに主体的な学習活動が活発になるよう町として支援する必要があります。

4 地域の人材活用

地域の有能な人材や、様々な分野の専門的な知識や技能を保有した人の積極的な活用に

努めるとともに、町民の学習需要と指導者の供給とを有機的に結びつける必要があります。

5 人権教育推進事業の実施

私たちの身の周りには、女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、障がいのある人の人権問題、同和問題、アイヌの人々の人権問題、外国人の人権問題、H I V感染者・ハンセン病患者等の人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、インターネットによる人権侵害、ホームレスの人権問題、性的少数者の人権問題、北朝鮮当局による拉致問題、災害被災者の人権問題、人身取引、感染症に関する偏見など様々な人権問題があります。これらの問題を一人一人が自分自身の問題として受け止め、正しく認識し人権意識を高め、相手の立場になって考え行動する必要があります。今後もこれまでの実績を踏まえ、あらゆる人権問題の解決を図るため、粘り強く継続的に人権教育や人権啓発に取り組む必要があります。

6 多世代活動交流センターの活用

生涯学習に対する多様化したニーズに対応するため、また、町民の主体的な学習意欲の向上や参加者相互の交流の環とするため、社会教育施設だけでなく、活動スペースに柔軟に対応できる多世代活動交流センターを積極的に活用した事業を展開します。

6 図書館（図書館管理・奉仕担当）

〔現状〕

図書館では、町民の生涯学習の場として多様化、高度化、複雑化する町民のニーズに応えるため、資料や記録などを計画的に収集し、図書館サービスに努めています。

また、インターネットを利用した検索・予約サービスをはじめ、*レファレンスや他の図書館との相互貸借のサービスも行っています。町内の各学校との連携についても、毎月「図書館だより」の発行のほか、学校図書館司書との情報交換を行っています。

しかし、近年の図書館利用者は、減少傾向にあります。特に若年層の利用が減少していますが、高齢者の利用は目立つようになりました。

新型コロナウイルス感染症等の社会情勢に鑑み、図書館に来館しなくても電子書籍の貸出・返却ができるとともに、多様な利用者の読書ニーズに応えられるよう、鳩山町デジタル図書館を整備しました。

※レファレンス

図書館利用者と資料を結びつけるための参考業務のこと。利用者が必要とする資料や情報などを探すお手伝いをするサービスです。

〔課題〕

1 利用者の増加対策

町民の図書館に対するニーズが多様化する中で、利用者は身近で役に立つ図書館、魅力ある図書館を求めています。

そのような状況の中、親しみやすい図書館づくりに努め、学校など関係機関との連携を密にするなど、低年齢層の利用者増加のため、各種事業の実施や図書の収集、さらに鳩山町デジタル図書館の利用促進に努めていく必要があります。

2 子ども読書活動推進計画の策定

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身に付けていく上で欠かすことができません。子どもたち一人一人の発達段階にあった様々な読書活動ができるよう、「子ども読書活動推進計画」の策定に向けて努力していくことが急務です。

3 利用者の立場に立った環境の整備

図書館は町の情報拠点として、町民の生活や学習に必要な資料を提供しています。そのために、蔵書の質の向上と、時代の変化に合わせた多様な資料を備え、生涯学習の拠点として、利用者が図書館資料や、読書活動等の機会に関する情報を入手しやすくなるよう図書館システムを活用したサービスや、デジタル社会に対応するため、いつでも・どこでも本とつながることができるデジタル図書館サービスの充実を図り、より身近な利用しやすい図書館を目指していく必要があります。

7 スポーツ（生涯スポーツ担当）

〔現状〕

本町では、スポーツ協会の主催により、参加者相互の親睦と健康の増進を図ることを目的として、町民体育祭、駅伝大会、正月マラソン大会、グラウンド・ゴルフ大会などを開催しています。また、スポーツ協会に加盟している各団体においても、技術の向上、健康の維持管理を図るため定期的に活動し、各団体主管による大会、公開教室などを開催しています。スポーツ協会に加盟していない団体も、体育施設を利用して定期的に活動しています。

スポーツ少年団は、それぞれの団が技術の向上と青少年の心身の健全育成に資することを目的とし、町施設や各学校の体育施設を利用して活動しています。またスポーツ少年団本部主催の大会も開催しています。

本町には、多目的運動場、テニスコート、体育館が整備されています。このほか、町立小・中学校の体育館等を学校教育活動に支障のない範囲で開放しており、町民にとって必要不可欠なスポーツ・レクリエーション活動の場となっています。

〔課題〕

1 スポーツを楽しむ場や機会の提供

年齢等の個々の状況に基づく町民の多様なニーズを把握し、健康づくりの視点でスポーツを楽しむ場の提供が望まれています。また、町民同士の交流や地域を盛り上げるきっかけとなるスポーツイベントの開催も重視されています。

2 町スポーツ協会の活動の見直し

スポーツ協会の会員数は、会員の高齢化等に伴い年々減少しています。各団体の活動を町民に紹介する広報活動をより一層充実させるとともに、魅力ある事業を展開し、様々な世代から新規会員を募る必要があります。

3 スポーツ少年団への加入促進

少子化の進行に伴い、団員数が減少傾向にあり、団員を増やすための工夫と子を持つ親の団活動への理解が必要になっています。また、団員の減少に伴い、収入予算も減り、団の活動に影響が出始めています。

4 スポーツ指導者の育成

スポーツの振興には、指導者が不可欠であり、住民のニーズが多様化する中、様々なスポーツ種目に対応できるとともに正しい知識をもったスポーツ指導者や地域のスポーツ活動の連絡・調整役の育成が課題です。

5 総合型地域スポーツクラブの創設

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特

徴を持ち、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブです。会員が出し合う会費や寄付により自主的に運営する必要があること、また、事務局を設置し、クラブマネージャーを位置付け、運営スタッフ、指導者も地域住民が主体となっていく必要があることや、スポーツ協会・スポーツ少年団本部が存在することから、スポーツクラブの必要性を感じない多くの住民の理解を得るための方策が必要です。

6 スポーツ施設の維持管理

老朽化が進み改修の必要な施設が多くなっています。利用者が快適に利用できるよう、今後、各体育施設の計画的かつ適切な維持管理を行う必要があります。

7 学校体育施設の維持管理

学校の体育施設を利用する団体は少しずつ増えていることから使用施設の現状を常に把握し、迅速で適切な維持管理を行う必要があります。また、活動の時間帯が早朝や夜間の場合、近隣住民から体育館利用時の騒音に伴う苦情が寄せられるため、利用団体と近隣住民への調整・対応も課題となっています。

8 文化・芸術（中央公民館・文化会館管理・事業担当）

〔現状〕

中央公民館、文化会館にて開催されている「中央文化祭、陶芸展」「だれでもチャレンジステージ」等の事業は、利用者及び利用サークルの長年の実績から、自主的運営、実行委員会運営の形式に移行しています。しかし、施設利用者の高齢化からのサークル活動消滅等により実行委員の数が減少しており、今後の円滑な事業運営が大きな課題となっています。また、施設設備の経年劣化等による修繕、補修箇所が増加しています。

〔課題〕

1 中央公民館のユニバーサルデザイン化

中央公民館では、高齢者の利用が増加傾向にあります。階段の昇降が負担になっています。また、多世代に渡り利用していただくためにも、利用者の利便性を向上させるための施設改修が必要になります。

2 町民の連携・協働で事業の推進を図る

事業推進には、企画する側と参加する側が共に連携・協働して「参加して良かったと思う」より価値の高い事業に育てる必要があると考えます。

より価値の高い事業推進に向けて、連携・協働のルール作りや具体例などに取り組む必要があります。

9 文化財（文化財保護・町史担当）

〔現状〕

町の北西部の1/4の面積を占める南比企窯跡群は、奈良平安時代に須恵器や国分寺瓦を生産した遺跡として、東日本最大の規模を誇るものであり、現在、令和4年度に国指定史跡化を目指し、準備を進めています。今後は、国史跡指定後に、補助金等を効果的に活用した各史跡の公開・展示の方法などを含め、町全体で、文化財の普及・啓発の検討を早急に行っていく必要があります。石田遺跡・新沼窯跡など周知の遺跡以外の地域の調査も併行して実施していくことが課題です。

また、町内外の方に鳩山町内から採取された粘土を用いた作品をつくり、復元古代窯で焼成し、須恵器作りに挑んでもらうなど、「古代焼き物の里はとやま」を町内外に情報発信していき、鳩山町の特色づくりの一環を担っていくような活動も引き続き行っていくことが重要です。

埋蔵文化財については、宅地開発や土地の形状変更などの際に確認調査や踏査を随時実施しており、現状での保存が不可能な場合には発掘調査を実施し、年間を通じて整理作業や報告書の作成を行っています。

〔課題〕

1 南比企窯跡群の国指定史跡化の推進とその後の活用検討

令和4年度の南比企窯跡群の国指定史跡化に向けて、国への意見具申を行う必要があります。併せて、指定後の史跡の保存・管理や整備・活用方法などについて具体的に検討していく必要があります。

2 伝統文化の保存や指定文化財の整備

無形文化財の保存・継承について、各団体における後継者不足が懸念されており、貴重な伝統文化を保存していくための対策が求められます。また、指定文化財の看板についての整備・更新は予算の問題もあり、なかなか進んでいない状況にあります。随時、状況確認と計画的な整備に向けた予算の確保を進める必要があります。

3 埋蔵文化財センターの活用

平成26年度から埋蔵文化財センターの運営が始まり、今後も効果的に出土品の展示・保管ができる体制作りを進めていく必要があります。

4 学芸員・ボランティアの確保

南比企窯跡群の国指定史跡化を見据え、より専門的な知識を持つ学芸員の確保と、町内の史跡を訪れる来町者に説明などができるボランティアの育成と活用が課題です。

5 学校教育・生涯学習との連携推進

小・中学生に郷土の歴史を学ぶ機会として、中学校の文化財展示室や多世代活動交流セ

ンター展示室、埋蔵文化財センター展示物等を積極的に活用してもらえるよう、学校側への啓発を進める必要があります。また、生涯学習の一環として、歴史講座への出張講座や焼き物づくり体験などを開催するなど、関係機関との連携を進めていく必要があります。また、町ホームページ内に開設したバーチャル資料館の更新なども随時行っていく必要があります。

第Ⅲ章

今後計画終期まで
目指すべき教育の姿

第 1 基本方針

鳩山町が令和4年度から計画終期まで目標とすべき教育の姿として、次の2つの方針を設定し、教育行政を推進していきます。

方針 1

自立して社会で生きていく基礎を育み、新しい時代を担える子どもを育成します。

社会の変化が加速度を増し、より複雑化し予測困難な時代となりました。また、近年の少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化、さらには新しい生活様式を求められるなど、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しました。こうした中、鳩山の子どもたちが、変化を前向きに受け止めながら主体的に生きるとともに、将来への大きな夢と希望を持ち、たくましく生きるための資質能力を育てていく必要があります。

そのために、学校教育の場においては、主体的・対話的で深い学びの授業のもと、学びに向かう力を育て、子どもたちに基礎的な学力や知識の習得のみならず、答えのない時代を生き抜くための思考力・判断力・表現力を育む必要があります。同時に、その基盤となる健やかな体づくりを推進していく必要があります。

豊かな心を育てるために、家庭・学校・地域の中で、他人のことを思いやる気持ちを育て、様々な体験や交流活動等を通じて子どもたちの人権感覚の育成にも努めていく必要があります。また、社会の一員として、自立して生きる力の育成を目指すために、家庭や学校、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携を深めながら協力できる体制づくりを推進します。

方針 2

生涯にわたり支え合い・学び合う地域づくりを推進します。

高齢者社会を迎え、誰もが生涯にわたっていつでも学ぶことができる環境を整備し、文化芸術活動やスポーツに親しむ機会を充実させる「生涯学習社会」の実現を目指します。

町民一人一人が安心して気軽に活用できる各種施設の設備・改修などを進めるとともに、町民の中から多彩な知識や技術を持った指導者の発掘・育成など、学習ニーズの多様化や高度化に対応できる体制づくりの構築を進めます。これにより、町民の交流の輪を広げ、学び合う中で新たな生きがいを見つけ、地域に根ざし、充実したライフスタイルが送れるよう、各種の施策を進めていくことが大切です。

また、鳩山の歴史文化や伝統についての情報を発信し、学習機会や啓発活動にも努めていきます。

第 2

基本目標

鳩山町が計画終期まで目指す基本方針として「自立して社会で生きてく基礎を育み、新しい時代を担える子どもを育成します」「生涯にわたり、支え合い・学び合う地域づくりを進めます」の2つを掲げました。この基本方針を実現するために、様々な教育施策を推進していきます。

この基本方針を実現するために、今後計画終期まで総合的かつ計画的に取り組む目標として、次の10の基本目標を掲げ、重点的に推進していきます。

基本目標 1 確かな学力の育成

基本目標 2 豊かな心の育成

基本目標 3 健やかな体の育成

基本目標 4 自立する力の育成

基本目標 5 多様なニーズに対応した教育の推進

基本目標 6 質の高い学校教育のための環境の充実

基本目標 7 家庭・地域の教育力の向上

基本目標 8 生涯にわたる学びの推進

基本目標 9 文化芸術の振興

基本目標 10 スポーツの推進

基本目標 1 確かな学力の育成

児童生徒一人一人の学力と学習意欲を確実に伸ばす教育を推進します。学習タブレット端末などのICT機器を活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを目指した「令和の日本型学校教育」の構築を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進めます。児童生徒に思考力・判断力・表現力など新たな時代に求められる資質・能力を育成するとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化や技術革新に対応する教育、幼児教育などを推進します。

施策

1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶「埼玉県学力学習状況調査」等の結果を活用し、個に応じた指導を小学校段階から継続して取り組むことで、学力と学習意欲を確実に伸ばすとともに、社会的に自立し、能力を発揮できるよう、児童生徒一人一人の成長に着目した教育を推進します。令和8年度の埼玉県学力学習状況調査における“「学力の伸び」が見られた児童生徒の割合”が埼玉県の割合より、すべての学年・教科で5%上回ることを目標とします。また、各小学校には1名以上の“小学校学習支援講師”を配置し、きめ細やかな指導を充実させます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
確かな学力育成・学力の伸び率向上事業	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
きめ細やかな指導充実のための町費会計年度任用職員配置事業	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 新しい時代に求められる資質育成の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶児童生徒がICT等を活用して主体的に授業に参加し、課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける協働学習に取り組むなど、授業改善を推進します。全教職員がICT等を活用した授業を年に1回以上公開し、教職員の資質向上に努めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
主体的・対話的で深い学びの授業づくり	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
学習者用タブレットを効果的に活用した授業づくり推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶伝統と文化を尊重する態度を養うための教育を推進します。また、児童生徒のコミュニケ

ーション能力を高める外国語教育などを充実するため、教員の指導力や専門性を向上させ、グローバル化に対応した教育を推進します。ALTならびに小学校英語指導助手を1名ずつ町費会計年度任用職員で任用します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
外国語科・外国語活動の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
ALT・小学校英語指導助手の配置	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

4 技術革新に対応する教育の推進 【総務・学校教育担当】

▶児童生徒の学習用タブレット端末の利用を通して情報化社会を生き抜くための資質を育成するための学習活動を充実させます。また、全ての教員がICTを活用した実践的な指導ができるよう、充実した研修により指導力の向上を図ります。年に1回の教育委員会主催の研修と、各学校それぞれで学期に1回、年間3回のICT活用のための研修機会を確保するよう努め、ICTを活用した教育を推進します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
鳩山町版GIGAスクール構想推進のための研修機会確保	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進 【幼稚園】

▶子どもたちの将来を見据えた、質の高い幼児期の教育を提供するため、職員に年間2回以上の研修機会を確保し、指導技術の向上を図ります。また、小学校教育への円滑な接続を図るため、必要なカリキュラムを定期的に見直し、小・中学校や保育所との連携を進めます。子育て支援の視点から、「預かり保育」や「未就園児保育体験」など、保護者や地域のニーズに応じた取組を充実させていきます。加えて、令和3年度から継続実施の「鳩山町の幼児・児童教育の今後のあり方町民検討委員会」で、町の現状に適した幼児教育のあり方について模索し、結果に応じて新たな取組を実施していきます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
家庭や地域と連携した幼稚園教育の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
教職員の資質能力の向上	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
子育て支援の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
鳩山町の幼児教育方向性についての検討	検討	準備	実施	実施	実施	継続	継続	継続

基本目標 2 豊かな心の育成

子どもたちに、他者への思いやり、自他の生命の尊重、自尊感情、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要です。児童生徒に寄り添った教育相談体制や生徒指導體制の充実を図りながら、学校教育全体に渡って道徳教育を推進します。

いじめの積極的な認知に努め、早期対応に向けた組織的な生徒指導體制を構築し、子どもたちが安心して過ごせる学校を作ります。さらには、学習の場である学校の中において人権尊重の理念を徹底し、学校の教育活動全体を通して人権教育を進めます。

施策

1 豊かな心を育む教育の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶道徳教育に関する全校的な指導體制を確立するとともに、学校教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。道徳教育推進教師を中心に研修を行い、子どもの豊かな心の育成を目指します。また、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、体験活動を充実させます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
道徳教育の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実 【総務・学校教育担当】

- ▶「いじめ防止対策推進法」等の内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すと共に、いじめ防止等への取組を進めるための研修などの充実を図ります。また、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進し、組織的に対応する指導體制の充実を図ります。各年度において、いじめの解消率100%を目指します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
いじめのない学校づくりの推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
子どもに寄り添った生徒指導の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 人権を尊重した教育の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶人権問題について、児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。学校の全教育活動を通じて、今日的な課題であるインターネット・SNS利用や、LGBTQといった性の多様性の尊重などの様々な人権課題を積極的に扱い、児童生徒の人権感覚を養成します。また、平和教育を通して、

世界の人々と協調できる平和的な社会の形成者としての態度を育成します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童生徒の豊かな人権感覚 育成	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標 3 健やかな体の育成

健康や体力は「生きる力」の根底となるもので、子どもが生涯に渡って逞しく生き抜くための基盤づくりが必要です。子どもが基本的な生活習慣を身に付け体力の向上を目指すとともに、心身の健康課題に適切に対応する健康教育に取り組みます。また、新型コロナウイルス等の感染症について、子どもたちが正しい知識と理解を身に付け、自分の体は自分で守るという態度を育成することが必要です。

施策

1 健康の保持増進 【総務・学校教育担当】

▶学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの生活習慣を子どもたちが規則正しく身に付けるための取組を進めます。子どもたちに望ましい食習慣が身に付くよう、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域が連携して、子ども自身が主体的かつ適切に情報機器を利用できるように促す取組を促進します。新型コロナウイルスなどの感染症に対する正しい知識と理解を育てます。「薬物乱用防止」や「喫煙防止」など保健指導の充実を図ります。また、鳩山町養護教諭部会を年に3回以上開会し、養護教諭の連携を深め感染予防等における指導の徹底を図ります。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童生徒の基本的な生活習慣育成	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
保健指導の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 体力の向上と学校体育活動の推進 【総務・学校教育担当】

▶児童生徒の体力向上の取組を進めます。学校体育を通じ、スポーツの楽しさに気付き、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために必要な資質の育成を図ります。生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、運動部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童生徒の体力向上の推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
適正な部活動の推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 食育の推進 【総務・学校教育担当、幼稚園、給食センター】

▶幼児・児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導や、学校ファームにおける体験活動、地産地消の取組を行うとともに、学校給食を生きた教材として活用し、教育課程に位置付けられている食に関する指導の充実に努めていきます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
栄養教諭による食育授業	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
体験活動を通じた食育の推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

4 学校給食の充実と地産地消の推進 【給食センター】

▶学校給食に郷土料理や行事食を取り入れ、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指し、引き続き献立の工夫・改善を図っていきます。学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の充実を図るとともに、旬の食材を積極的に導入することで、より安心・安全でおいしい給食を提供していきます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
給食の充実及び地場産食材の採用	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

5 給食センター内の衛生管理の徹底 【給食センター】

▶学校給食衛生管理基準に基づいた、施設・設備の衛生管理や調理過程などにおける衛生管理を徹底します。学校給食調理従事者等への衛生管理指導を徹底するとともに、全改築の完了した新たな給食施設・設備の計画的かつ適切な維持管理に今後も努めていきます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
給食センター内施設・設備衛生管理	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標 4 自立する力の育成

グローバル化や技術革新の進展で、産業の構造が大きく変わるとともに、働き方も大きく様変わりしています。子どもたちがこれから生きていく社会は予測困難な社会ともいえます。このような社会で逞しく生きる力・自立する力を子どもたちに育成する必要があります。各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、自立する力の育成を図ってまいります。

施策

1 キャリア教育・職業教育の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶児童生徒が目的意識をもって主体的に自分の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- ▶児童生徒が自分自身のキャリア発達を義務教育9年間に渡ってキャリアパスポートに記録し、蓄積することで、振り返りや見通しができる機会をより多く設けるよう努めます。
- ▶中学生社会体験事業として、地域の事業所等で数日に渡って勤労体験できる機会を中学校生活の中で1回設定し、勤労観や職業観を養う機会の充実を図ります。
- ▶中学生が適切な進路を主体的に選択できるよう生徒に寄り添い、生徒・保護者から信頼される進路指導を推進します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
組織的・系統的なキャリア教育の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
中学生職場体験活動の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 主体的に社会の形成に参画する力の育成 【総務・学校教育担当】

- ▶児童生徒が社会の一員としての役割を正しく理解し、自覚するために、関係機関等と連携し、租税教育や主権者教育を推進します。
- ▶一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営めるよう、発達段階に応じ、教育活動を通して消費者教育を推進します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
社会の形成に参画する教育の推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
消費者教育の推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標 5 多様なニーズに対応した教育の推進

児童生徒に多様な学びの場を提供するため、特別支援教育の理解・啓発を進めるとともに、特別支援教育の充実を図る必要があります。また、子どもたちの抱える問題は多様化、複雑化しており、学校と家庭、関係機関との連携が必要なケースが増えています。不登校あるいは個別の支援を必要とする児童生徒に対しても学びの場を提供し、一人一人のニーズに応じた教育の推進を目指してまいります。

施策

1 特別支援教育の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶学校において障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流学习を充実させます。
- ▶様々な障害のある幼児に早期から適切な教育的対応ができるよう、関係機関と連携して連続性のある就学相談体制を整備し、幼稚園などへの支援を行います。
- ▶就学においては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児へ一人一人の教育的ニーズに応じて、「多様な学びの場」の選択や、支援方法を相談したりできるように継続的な就学相談を行い、個に応じた支援に努めます。また、鳩山町就学支援委員会を年に4回実施し、就学支援体制の充実を図ります。
- ▶各学校に特別支援教育支援員1名を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒への個に応じた支援を行います。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
インクルーシブ教育の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 不登校児童生徒への支援 【総務・学校教育担当】

- ▶不登校に関することやいじめを含む、保護者や友達に話せない悩みなどを相談できる体制として、「鳩山町さわやか相談室」にさわやか相談員を配置します。また、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携し、教育相談活動の充実を図ります。中学校の不登校児童生徒の割合を、各年度において4%未満にすることを目標とします。
- ▶はーとん教室（適応指導教室）の機能強化に向けた指導・助言や学校等の関係機関と連携を図り、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保を推進します。多様なニーズに対応し、必要に応じてオンライン授業も提供します。はーとん教室存続のための予算確保と、週に3回以上の開室ができる体制を維持します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
教育相談体制の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
はーとん教室の機能強化	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 一人一人の状況に応じた支援 【総務・学校教育担当】

▶一人一人の状況に応じた支援とするために、児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、教育相談体制の整備等、教育相談活動を推進します。一般的に不登校生徒の割合が高いとされる中学校においては、さわやか相談員が入学した1学年全生徒を対象に必ず1回の面談を行うなど、一人一人の状況に応じた相談体制を確立します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
個に応じた相談体制の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

4 障害のある子どもへの支援・指導の充実 【総務・学校教育担当、幼稚園】

▶発達障害等のある幼児が適切な教育・保育を受けられるよう、保健センター等と連携しながら、横断的な支援体制を整えます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
横断的な支援体制の整備	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
関連施設との連携を通じた支援の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
サポート手帳を活用した横断的支援	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標 6 質の高い学校教育のための環境の充実

次代を担う子どもたちが、健康で安全・安心な質の高い教育環境で学び生活することは、教育に不可欠な条件です。そのために、快適な学習環境とともに円滑な学校運営ができる施設管理を行うことが大切です。また、情報化社会に対応した教育を推進するためのICT機器の整備や教職員の指導力の向上が必要です。質の高い学校教育推進のためにも、子どもたちと関わっている教職員の心身の健康や子どもたちと向き合う時間の確保等に向け、教職員の働き方改革を推進いたします。

施策

1 教職員の資質・能力の向上 【総務・学校教育担当】

- ▶学校の組織力を強化するための組織体制の整備・充実について検討を行うとともに、リーダーシップを発揮できる管理職を育成します。
- ▶不祥事根絶のための研修を実施し、具体的な事例を盛り込んだ資料を活用し、不祥事防止を徹底します。毎月1回の定例校長会で、不祥事防止に関する協議を行い、その徹底を図ります。鳩山町における不祥事“0”を継続します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学校の組織力を強化するための組織体制の整備	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
職員事故防止の徹底	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 学校の組織運営の改善 【総務・学校教育担当】

- ▶各学校の運営において、学校評価を効果的に活用できるように取り組みます。地域住民や児童生徒、保護者の様々なニーズに応えるため、魅力ある学校づくりを進めます。また、各校で令和3年度末に立ち上げたホームページを活用し、毎週1回の情報更新を行い、家庭・地域に情報を積極的に発信します。
- ▶中学校については令和3年度より小学校については、令和4年度より学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、その充実を図ります。
- ▶「ノー残業デー」「ふれあいデー」「学校閉庁日」等の設定による教職員の意識改革と活力の向上を図るとともに、ICT化により教職員の教材研究等の負担軽減を進め、学校における働き方改革を推進します。時間外勤務を“月に80時間以上”である教職員の割合を10%未満になることを目指します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
魅力ある学校づくり	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
働き方改革の推進	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 子どもたちの安心・安全の確保 【総務・学校教育担当】

- ▶児童生徒が、安全意識をもって危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるように、防犯・交通安全教育を計画的に進めます。
- ▶家庭への普及啓発や地域安全マップの活用、スクールガード・リーダーの配置を毎年度、各学校に1名以上配置し、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学校安全体制の整備	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

4 学習環境の整備・充実 【総務・学校教育担当】

- ▶児童生徒の安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境を確保するため、学校施設管理の徹底に努めます。ICT機器等を含めて、質の高い学校教育が展開されるよう、学習環境のさらなる充実を目指します。町内全校で、国語、算数・数学、理科、社会、英語の指導者用デジタル教科書を利用できる環境を維持します。令和8年度までに、特別支援学級を含めた、すべての教室に1台ずつ大型モニターを配置します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
教育環境の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

5 学校規模の適正化の推進 【総務・学校教育担当】

- ▶少子化の影響により、児童数の減少とともに1校あたりの学級数が減り、小規模化が進んでいます。中学校は昭和63年の生徒数が1,124人、27クラスをピークに年々減少し、空き教室数は顕著であることから、学校規模の適正化に向けた検討が必要です。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学校規模の適正化に関する検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討

基本目標 7 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点です。家庭教育力の向上を図るため、家庭教育学級の支援と、家庭教育に関する学習機会を提供していきます。また、PTA等の各種団体やこれまでの学校応援団活動のさらなる充実を目指すとともに、コミュニティスクールへ移行して地域の核となる学校づくりを進めます。学校・家庭・地域が一体となった教育を推進し、家庭・地域の教育力を向上させ、地域に自信と誇りをもって、ふるさと鳩山を愛する子どもの育成を推進します。

施策

1 地域とともにある学校づくりの推進 【総務・学校教育担当、幼稚園】

- ▶学校での取組を家庭・地域へ積極的に発信するとともに、家庭・地域の教育力の活用を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。学校応援団活動の充実を図るとともに、町内すべての学校をコミュニティスクールへ移行し、学校運営協議会を充実させます。また、地域の高校・大学など教育施設や民間企業との連携を進めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域の核となる学校づくり	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
保護者や地域と連携する幼稚園	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 家庭教育支援体制の充実 【総務・学校教育担当、幼稚園、生涯学習担当】

- ▶家庭の教育力の向上を図るため、「親の学習」を推進し小学校入学前までに子どもに身に付けてほしいことをまとめた、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進するなど、家庭教育に関する情報と学習機会を提供していきます。また、しつけや育児、子どもの成長に伴う様々な悩みを抱える保護者を対象に、町の保健師やさわやか相談員との連携を図り相談体制の充実を図ります。スクールソーシャルワーカーを各学校に2回以上派遣し、必要に応じて福祉との連携に繋がります。
- ▶子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を地域住民の皆さんの参画を得て行う「放課後子供教室」を令和5年度の開始を目指します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
確かな学力育成	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
子育て支援の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
放課後子供教室	準備	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 PTA等各種団体との連携強化 【生涯学習担当】

- ▶PTAや青少年相談員、民生児童委員、鳩山町青少年問題協議会、校外補導委員会、地元老人会等と連携を強化し、より多くの目で子どもたちを見守り、健全育成を図ります。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
こども 110 番の家運営委員会	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標 8 生涯にわたる学びの推進

町民が自己の個性・能力を伸ばし、充実した人生を送るため、「学び合い共に支える生涯学習社会」を目指し、生涯にわたっての主体的・自発的な活動を支援してきました。今後はこれまでの取り組みを基に、社会の変化に対応した学習機会の提供を推進します。

施策

1 「子ども大学」の充実に向けた支援 【生涯学習担当】

▶近隣の大学と鳩山町教育委員会が連携して、子どもの学ぶ力や生きる力を育み、併せて地域で地域の子どもの育てる環境づくりに努めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子ども大学はとやま	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 多様な生涯学習機会の提供 【生涯学習担当】

▶町は、地域団体や大学・企業などの関係機関と連携を図ることにより、高度化・個別化した住民ニーズを的確に把握し、「いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも」学ぶことができる多様な学習機会の場の提供に努めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
生涯学習講座	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 学びを支える環境の整備 【図書館・生涯学習担当】

- ▶専門的な資料・情報の収集・提供を行うとともに、図書館利用者の課題解決、チャレンジ支援に関する機能を充実します。
- ▶社会教育施設の維持管理に努めるとともに、安全で良好に利用できる環境づくりに努めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
図書館サービスの充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
図書館資料の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
図書館事業の充実	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
子ども読書活動推進計画の策定	検討	準備	実施	実施	実施	実施	実施	実施
学校図書館等との連携	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
図書館環境の整備	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

4 デジタル図書館の充実 【図書館】

▶新たな図書館サービスとしてのデジタル図書館の活用により時間や場所にかかわらず資

料の貸出・返却ができることで、利便性の向上が期待されます。新型コロナウイルス感染症等の対策としても、安全に図書館資料の貸出が行えます。また、音声読み上げや、文字の拡大・色の調節等が容易になり読書バリアフリーにもつながります。デジタル図書館サービスの充実を図るとともに、地域情報発信のツールとして活用してまいります。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
デジタル図書館の整備	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標 9 文化芸術の振興

文化芸術は、人々の心に感動をもたらし人生を豊かにします。学校や地域において、子どもたちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。

また、本町の伝統文化の価値を確実に保存し、学校教育や生涯学習などに積極的に活用することにより、地域の持続的な維持発展を図るとともに、価値を再評価し、更なる保存・活用を推進します。

施策

1 文化芸術活動の充実 【公民館・文化会館】

▶文化芸術団体に対する支援などを通して、町民が行う文化芸術活動の振興を図ります。また、美術展覧会や音楽会等、各種文化芸術活動発表の場の提供に努め、多世代間の交流や地域コミュニケーションの広がりを推進します。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
中央文化祭、鳩山陶芸展	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
ふれあい演奏会	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2 伝統文化の保存と持続的な活用 【文化財担当】

▶本町には、南比企窯跡群と呼ばれる東日本最大の窯跡群があり、国の指定史跡化を目指しています。また、町内には無形民俗文化財の獅子舞や屋台囃子など県・町指定の文化財が45件、国の登録文化財が1件あり、今後も地域と連携をとりながら、貴重な伝統文化の保存・継承・活用に加え、再評価も進めていきます。その他、町民が気軽に鳩山町の地域文化に触れ、認識を深められるように文化財の調査研究を行い、地元の歴史や文化を学べるような環境づくりを進めます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
町指定文化財への補助	6件	6件	6件	6件	6件	6件	6件	6件
文化財資料の活用	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 南比企窯跡群の国指定史跡への登録推進と指定後の啓発・活用検討 【文化財担当】

▶令和4年度に、埼玉県指定史跡である赤沼古代瓦窯跡や石田遺跡に新沼窯跡、天沼遺跡を加えた南比企窯跡群の国指定史跡化を目指します。併せて、国指定化後の補助金を有効活用した文化財の普及・啓発の拠点となる史跡整備やガイダンス施設建設についての検討を具体的に進めていきます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
保存活用計画の策定	検討	実施	実施	実施	—	—	—	—
南比企窯跡群公有地化事業	検討	準備	準備	準備	実施	実施	実施	実施

4 各種文化財の調査研究 【文化財担当】

- ▶各種の開発により保存が危ぶまれる埋蔵文化財の確認調査を実施し、後世に伝えていかなければならない重要遺跡の範囲確定に努め、保存・活用の基礎データを蓄積していきます。また、土木工事などにより、やむを得ず保存が困難な埋蔵文化財については、適正な発掘調査による記録保存を実施し、その成果を調査報告書や展示会などを通じて町民へ公開していきます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
町内遺跡発掘調査等事業	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
重要遺跡の範囲内容等確認調査	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

5 伝統文化の保存・活用・価値の再評価 【文化財担当】

- ▶町指定の無形文化財である泉井獅子舞や熊井屋台囃子、今宿祭囃子の保存に努め、各団体が抱える後継者問題など、無形文化財の保存・継承について協議・助言を行っていきます。また、県からの支援を活用し、伝統文化を総合的に保存・活用・再評価していくための計画を策定し、推進していきます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
文化財保存活用地域計画の策定	検討	検討	実施	実施	—	—	—	—

6 伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実 【文化財担当】

- ▶埋蔵文化財センターと多世代活動交流センター展示室において、常設展の充実や企画展示会等を実施するなど積極的に活用することで、文化財の普及・啓発の拠点としての役割を十分に担えるよう取り組みます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
常設展の充実	250人	400人	450人	500人	600人	600人	600人	600人
企画展示会の開催	1回	2回	1回	1回	2回	2回	2回	2回

7 学校教育・生涯学習との連携 【文化財担当】

- ▶多世代活動交流センター内に設置された出土品展示室・民具展示室の利用・啓発を行うとともに、社会科授業のための見学受け入れを進めていくほか、一般町民や小・中学生を対象に、復元古代窯を活用した焼き物づくり体験教室を開催するなど、東日本有数の古代焼

き物の里であった鳩山への理解を深めていくことで、文化財の伝統文化の魅力を伝え、未来に継承する担い手の育成を図ります。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
焼き物づくり体験教室の開催	70人	100人	100人	100人	130人	130人	130人	130人
社会科見学等の受け入れ	2校	3校	4校	4校	4校	4校	4校	4校

基本目標 10 スポーツの推進

町民一人一人が、生涯にわたってスポーツによる交流と健康づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーション事業の充実を図ります。また、安全安心で快適なスポーツ活動を推進するため、施設を適切に管理し、魅力ある施設づくりに努めます。

施 策

1 健康づくりと交流機会の提供 【生涯スポーツ担当】

▶国・県の事業や近隣大学との地域連携協定を活用するなどにより、町民の健康づくりと交流を図る場を提供し、健康寿命の延伸につなげます。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
健康づくり教室の開催	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回

2 スポーツ・レクリエーション活動の推進 【生涯スポーツ担当】

▶新スポーツ教室を開催し、町民のスポーツへの関心を高め、誰もが生活の一部としてスポーツを楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、活動の活性化を促すため、活動の中心となる町スポーツ団体への育成も引き続き行います。

主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
スポーツ教室等の開催	準備	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
スポーツ協会・スポーツ少年団の育成	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

3 スポーツ施設の整備・維持管理 【生涯スポーツ担当】

▶利用者の安全で安心・快適なスポーツ活動を支えるため、施設の整備等を積極的に行います。魅力的な施設を提供するとともに町の活性化を図るための施設改修も視野に入れ、時期や機会を逸さないよう、施設現状と国・県の情報を常に把握しながら検討を続けます。

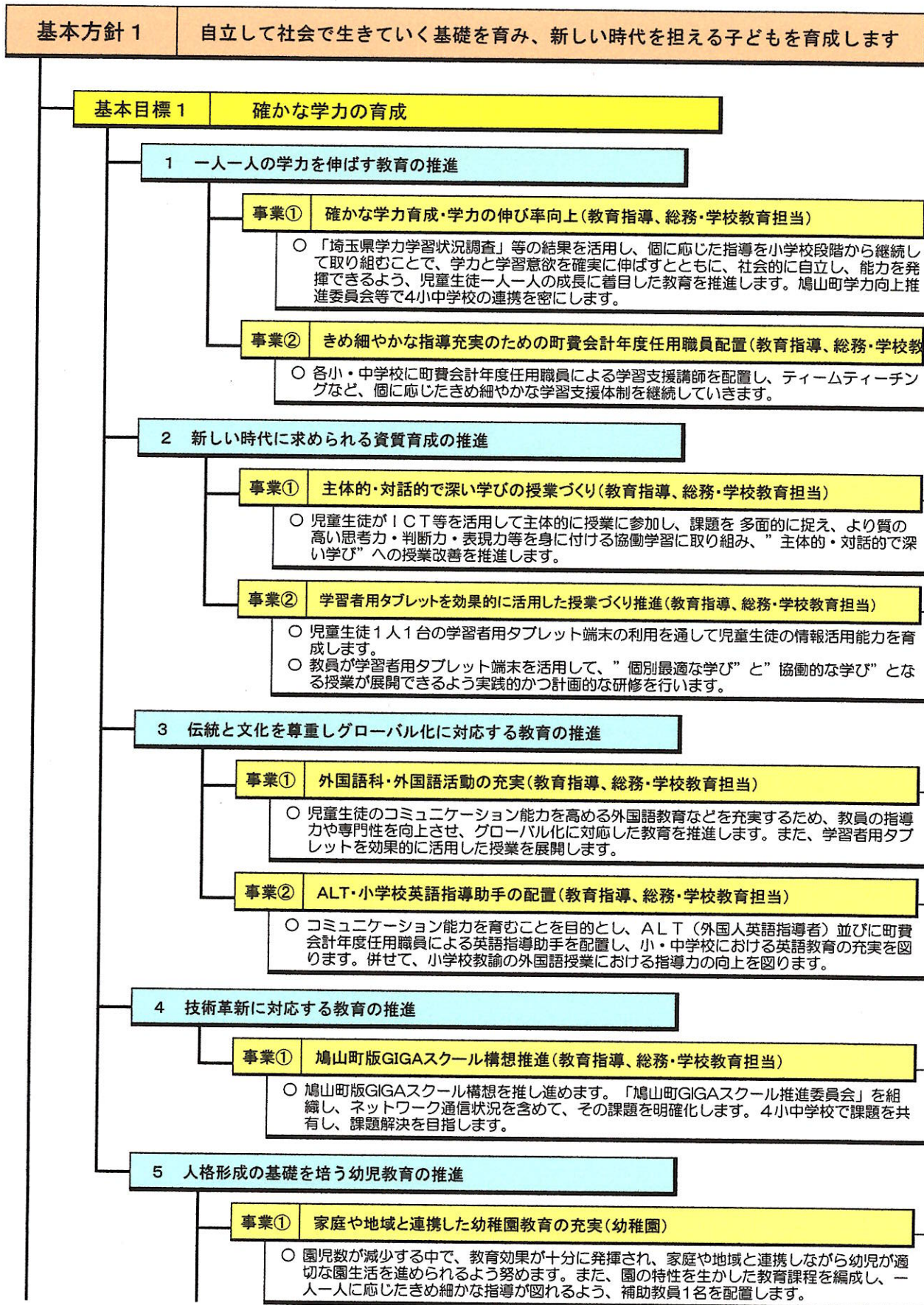
主な事業	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
改修・修繕	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討

第IV章

今後計画終期まで
重点的に取り組む施策及び事業

第1 施策・事業の体系及び内容

第Ⅲ章で示した「基本方針」「基本目標」順に体系的にまとめ、今後5年間に推進する具体的な施策・事業を掲載します。



事業② 教職員の資質能力の向上(幼稚園)

○ 多様な家庭生活を送る幼児一人一人に対応するために、教職員が年間2回以上の必要な各種研修に参加する機会を整え、教職員が幼児理解を深めるとともに、指導方法の工夫・改善が図れるよう、資質能力の向上に努めます。

事業③ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続(幼稚園)

○ 幼稚園・保育所・小学校の交流活動や教職員の意見交換の場などを整え、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

事業④ 子育て支援の充実(幼稚園)

○ 「預かり保育」事業を継続実施し、保育終了後の預かり体制を整え、保護者のニーズに対応します。また、「未就園児保育体験」事業を年間15回以上実施し、地域の親子に対する子育て支援を進めます。

事業⑤ 鳩山町の幼児教育の方向性についての検討(幼稚園)

○ 町の人口減少傾向を踏まえて、町の幼児教育の方向性について検討し、運営方法を見直します。その際、「鳩山町の幼児・児童教育の今後のあり方町民検討委員会」で議論された内容をもとに、町の現状に適した幼児教育のあり方を模索します。

基本目標 2 豊かな心の育成

1 豊かな心を育む教育の推進

事業① 道徳教育の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 道徳教育に関する全校的な指導体制を確立するとともに、学校教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。道徳教育推進教師を中心に研修を行い、子どもの豊かな心の育成を目指します。また、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、体験活動を充実させます。

2 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

事業① いじめのない学校づくりの推進(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 「いじめ防止対策推進法」等の内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けて積極的な認知を行い、早期に対応ができるよう研修の充実を図ります。いじめに対して組織的に対応する職員組織を構築します。

事業② 子どもに寄り添った生徒指導の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

○ ”いじめは絶対に許さない”という方針のもと、組織的かつ一人一人の児童生徒に寄り添った生徒指導の充実を図ります。「彩の国 生徒指導ハンドブック I's」等を参考に、いじめ防止、いじめの早期解消に向けた具体的な手立てについて、学校全体で研修を進めます。

3 人権を尊重した教育の推進

事業① 児童生徒の豊かな人権感覚育成事業(教育指導、総務・学校教育担当)

○ いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。「人権感覚育成プログラム」等を活用し、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。

基本目標 3 健やかな体の育成

1 健康の保持増進

事業① 児童生徒の基本的な生活習慣育成事業(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの生活習慣を子どもたちが正しく身に付けるための取組を進めます。健康面に配慮した望ましいICT機器等の利用方法についての指導も充実させます。

事業② 保健指導の充実事業(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 「薬物乱用防止」や「喫煙防止」などの保健指導、ならびに新型コロナウイルス感染症などの今日的な事項についての児童生徒の知識・理解を深め、“自分の体は自分で守る”という態度を育てます。

2 体力の向上と学校体育活動の推進

事業① 児童生徒の体力向上の推進(教育指導、総務・学校教育担当)

- 新体カテストの結果の検証等を図りながら、児童生徒の体力向上の取り組みを進めます。生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために必要な資質の育成を図ります。

事業② 適正な部活動の推進事業(教育指導、総務・学校教育担当)

- 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。外部指導者を活用し、安全で適正な部活動運営に努めます。

3 食育の推進

事業① 学校における食育の推進(教育指導、総務・学校教育担当)

- 各学校で給食センター栄養教諭が学校の食育主任と協力のもとに、食に関する指導を行い、食育の充実を図ります。

事業② 体験活動を通じた食育の推進(幼稚園)

- 園生活の中で、栽培活動に取り組む機会を設け、様々な作物の種まきから収穫までを体験することで、生長・収穫の喜びを味わえる場づくりに努めます。
- 保健センターと連携して「食育教室」を年間1回以上開催し、幼児が食への関心をもつきっかけづくりを進めます。

事業③ 家庭における食育の推進(給食センター)

- 給食献立表、食育だよりを各家庭に配布して、栄養バランスのとれた食事の大切さや食生活に関する事など、食育に関する様々な情報を提供します。

4 学校給食の充実と地産地消の推進

事業① 給食内容の充実と安心・安全な給食の実施(給食センター)

- 児童生徒の健やかな成長を支えるため、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めます。また、安心・安全な給食を提供するため、安全が確保された使用食材の選定を行い、素材を生かした給食の充実を図ります。

事業② 地場産物の積極的な活用(給食センター)

- 地場産物を積極的に活用した献立を導入することで、地産地消を推進し、児童生徒に安心・安全な給食の提供を図るとともに、郷土を知り、郷土を愛する心を育みます。

事業③ 地場産(県産)物使用割合の向上(給食センター)

- 学校給食における地場産(県産)物の使用割合を食材数ベースで30%の達成を目指します。

5 給食センター内の衛生管理の徹底

事業① 学校給食の衛生管理の徹底(給食センター)

- 学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備・点検及び食材の衛生検査を行うなど、衛生管理の徹底を図ります。また、学校給食調理従事者等への衛生管理指導を徹底し、衛生意識の高揚を図ります。

基本目標 4 自立する力の育成

1 キャリア教育・職業教育の推進

事業① 組織的・系統的なキャリア教育の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

- 児童生徒が目的意識をもって主体的に自分の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、自分自身のキャリア発達をキャリアパスポートに記録し、蓄積することで、振り返りや見通しをもつ機会をより多く設けるよう努めます。

事業② 中学生職場体験活動の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

- 中学生社会体験事業を実施し、地域の事業所等での体験活動を通して勤労観や職業観を養う機会の充実を図っていきます。

2 主体的に社会の形成に参画する力の育成

事業① 社会の形成に参画する教育の推進(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 児童生徒が社会の一員としての役割を正しく理解し、自覚するために、関係機関等と連携し、租税教育や主権者教育を推進します。

事業② 消費者教育の推進(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 一人一人が安心して安全で豊かな消費生活を営めるよう、発達段階に応じ、教育活動を通して消費者教育を推進します。

基本目標5 多様なニーズに対応した教育の推進

1 特別支援教育の推進

事業① 一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 特別な教育的支援を必要とする幼児、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、「多様な学びの場」の選択や、支援方法を相談したりできるよう関係機関と連携して連続性のある就学相談体制の整備に努めます。

事業② インクルーシブ教育の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 学校において障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流学習を充実させます。また、特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒への個に応じた支援を行います。

2 不登校児童生徒への支援

事業① 教育相談体制の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 悩みなどを相談できる体制として、「鳩山町さわやか相談室」にさわやか相談員を配置します。また、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関等と連携し、教育相談活動の充実を図ります。

事業② はーとん教室の機能強化(教育指導、総務・学校教育担当)

○ はーとん教室(適応指導教室)の機能強化に向けた指導・助言や学校等の関係機関と連携を図り、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保を推進します。

3 一人一人の状況に応じた支援

事業① 個に応じた相談体制の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材の発掘に努めるとともに、教育相談体制の整備等、教育相談活動を推進します。

4 障害のある子どもへの支援・指導の充実

事業① 横断的な支援体制の整備(教育指導、総務・学校教育担当)

○ 発達障害等のある幼児が適切な教育・保育を受けられるよう、保健センター等と連携しながら、横断的な支援体制を整えます。

事業② 関連施設との連携を通じた支援の充実(幼稚園)

○ 保健センターや地域の療育機関等と連携し、幼児の実態や育ちを多様な視点から見通した支援を進めます。

事業③ サポート手帳を活用した横断的支援(幼稚園)

○ 埼玉県が作成する「サポート手帳」の活用を保護者に薦め、乳幼児期から成人期の一貫した支援へと繋げます。

基本目標 6

質の高い学校教育のための環境の充実

1 教職員の資質・能力の向上

事業① 学校の組織力を強化するための組織体制の整備(教育指導、総務・学校教育担当)

- 学校の組織力を強化するための組織体制の整備・充実について検討を行うとともに、リーダーシップを発揮できる管理職を育成します。

事業② 職員事故防止の徹底(教育指導、総務・学校教育担当)

- 不祥事根絶のための研修を実施し、具体的な事例を盛り込んだ資料を活用し、不祥事防止を徹底します。

2 学校の組織運営の改善

事業① 学校運営協議会(コミュニティスクール)の活用(教育指導、総務・学校教育担当)

- 学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会」を発足し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めます。

事業② 魅力ある学校づくり(教育指導、総務・学校教育担当)

- 各学校において、学校評価を効果的に学校運営などに活用できるように取り組み、地域住民や児童生徒、保護者の様々なニーズに応えるため、魅力ある学校づくりを進めます。

事業③ 働き方改革の推進(教育指導、総務・学校教育担当)

- 「ノー残業デー」「ふれあいデー」「学校閉庁日」等の設定による教職員の意識改革と活力の向上を図るとともに、ICT化により教職員の教材研究等の負担軽減を進め、学校における働き方改革を推進します。

3 子どもたちの安心・安全の確保

事業① 学校安全体制の整備(教育指導、総務・学校教育担当)

- 児童生徒が、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるように、防犯・交通安全教育を計画的に進めます。
- 家庭への普及啓発や地域安全マップの活用、スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。

4 学習環境の整備・充実

事業① 教育環境の充実(教育指導、総務・学校教育担当)

- 児童生徒の安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境を確保するため、学校施設管理の徹底に努めます。また、ICT機器等を含めて、質の高い学校教育が展開されるよう、学習環境のさらなる充実を目指します。

5 学校規模の適正化の推進

事業① 学校規模の適正化に関する検討(教育指導、総務・学校教育担当)

- 学校施設等の管理者である町長と教育委員で組織する総合教育会議において、児童生徒数の将来推計や空き教室の状況等を分析し、学校規模の適正化について検討を進めていきます。

基本目標 7

家庭・地域の教育力の向上

1 地域とともにある学校づくりの推進

事業① 地域の核となる学校づくり(教育指導、総務・学校教育担当)

- 学校における学習活動、安全確保、環境整備などに対して、保護者や地域住民ボランティアの力を借りて進める「学校応援団」の活動を推進し、学校を核として、学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の育成をすすめます。

事業② 保護者や地域と連携する幼稚園(幼稚園)

- 幼稚園の保育ボランティア活動において、地域の人たちや保護者が参加し、園児と触れ合い、園児の生活体験を豊かなものにし、保護者同士の子育ての情報交換の場としたりしていきます。

2 家庭教育支援体制の充実

事業① 確かな学力育成事業(教育指導、総務・学校教育担当)

- 「埼玉県学力学習状況調査」等の結果を分析し課題を明確にし、ICT機器等を効果的に活用して”個別最適な学び”となる授業づくりを目指します。そのために、「鳩山町学力向上推進委員会」等で4小中学校での連携を図り、主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善に取り組みます。

事業② 子育て支援の充実(幼稚園)

- 幼稚園のもつ専門性を生かして、子育てに不安を抱える保護者に対する相談や指導体制を充実させるとともに、「未就園児保育体験」を通して子育て支援の情報提供を行います。

事業③ 仕事と子育てを両立できる多様な働き方の促進(幼稚園)

- 保育終了後の預かり保育を継続して実施し、就労している保護者のニーズに対応していきます。また、保護者の就労状況や要望を踏まえて、預かり保育時間の延長や長期休業日の預かり保育の実施等についても検討します。

事業④ 乳幼児と中学生とのふれあい授業(生涯学習担当)

- 鳩山幼稚園を会場に、中学生と乳幼児のふれあいの場を設け、保育や育児の重要性を学び、命の大切さ、親への感謝の気持ちを育む授業を、今後も継続、実施していきます。

3 PTA等の各種諸団体との連携強化

事業① 家庭教育学級の充実(生涯学習担当)

- 各小・中PTAの児童生徒の健全育成と家庭教育の充実を図るための効果的な事業や活動に対して補助金を交付します。

基本目標8 生涯にわたる学びの推進

1 「子ども大学」の充実に向けた支援

事業① 地域の教育力の向上(生涯学習担当)

○ 教育委員会と東京電機大学、山村学園短期大学等が連携を図り、町内在住の小学校4～6年生を対象に「子ども大学はとやま」を開講し、子どもの学ぶ力・生きる力を育みます。

2 多様な生涯学習機会の提供

事業① 学びを支援するための情報発信(生涯学習担当)

○ 男女ともに幅広い年齢の人々に学ぶことへの意識が高まっている中で、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加・青少年の健全育成を支援します。参加者のニーズを的確に把握し、「いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも」学ぶことができる多様な学習機会の場の提供に努めます。

3 学びを支える環境の整備

事業① 図書館サービスの充実(図書館)

○ 住民の生涯学習の機会と場の提供のため、図書館サービスを充実させます。利用者の読書要求に迅速に対応できるよう予約・リクエストサービスの充実や、多様かつ高度なレファレンスに対応できるよう、職員の資質向上を図ります。併せて、図書館を安心・安全に利用することができるよう新しい生活様式を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に努めます。

事業② 図書館資料の充実(図書館)

○ 出版状況や住民ニーズを考慮し、的確な資料収集と、蔵書の入れ替えを行い、バランスの良い蔵書で資料の充実を図ります。読書離れが進みがちな子どもたちから高校生を中心に読書活動を推進します。

事業③ 図書館事業の充実(図書館)

○ おはなし会、各種講座、映画会やボランティア養成講座等の図書館事業を充実させ、読書活動とその応援体制の整備を図ります。

事業④ 子ども読書活動推進計画の策定(図書館)

○ 子どもたち一人一人の発達段階でさまざまな読書活動ができるよう、関係機関と連携を図り、「子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置し、計画策定を目指します。

事業⑤ 学校図書館等との連携(図書館)

○ 町内小・中学校図書館や、幼稚園、保育園と連携し、活字離れの傾向にある子どもたちの読書活動の推進を図ります。

事業⑥ 図書館環境の整備(図書館)

○ 生涯学習の場として利用者が快適に過ごせる空間の確保や施設の整備等、老朽化した施設の維持管理と併せて、新しい生活様式を踏まえた図書館作りに向けて検討を進めていきます。

4 デジタル図書館の充実

事業① デジタル図書館の整備(図書館)

○ いつでも・どこでも本とつながることができるデジタル図書館によるサービスを提供するとともに、電子書籍についても幅広いジャンルから収集・提供し、デジタル図書館の充実を図ります。また、デジタル図書館を活用し、読書離れが進みがちな子どもたちから高校生を中心に読書活動を推進します。
○ デジタル社会に対応するため郷土資料及び地方行政資料の電子化を進めます。

基本目標9

文化芸術の振興

1 文化芸術活動の充実

事業① 発表機会の提供と人材の育成(公民館・文化会館)

- 施設利用団体の発表の機会の提供、文化芸術の振興を目的に、「誰でもチャレンジステージ」や「中央文化祭」、「鳩山陶芸展」などを開催することで、多世代間の交流や地域コミュニケーションの広がりを推進します。併せて参加者を中心とした新たなサークルの立ち上げ支援や指導者の輩出を推進していきます。

2 伝統文化の保存と持続的な活用

事業① 伝統文化の保存と持続的な活用(文化財担当)

- 町内には、獅子舞や屋台囃子などの無形民俗文化財や、県・町指定の文化財、国登録文化財があり、地域と連携をとりながら、それらの貴重な伝統文化の保存・継承・活用に加え、再評価を行っていきます。その他文化財の調査研究を行い、町の歴史や文化を学べる環境づくりを進めていきます。

3 南比企窯跡群の国指定史跡への登録推進と指定後の啓発・活用検討

事業① 南比企窯跡群の国指定史跡への登録推進と指定後の啓発・活用検討(文化財担当)

- 南比企窯跡群の国指定史跡化を目指し、学術評価委員会の開催・運営や史跡指定範囲の確認、発掘調査等を実施し、発掘調査内容の整理・調査を進め、総括報告書を刊行した。学術評価書など国文化審議会への意見具申を行い、令和4年度の指定を目指します。国史跡指定後は、展示会の開催やマスコミへの情報提供など、史跡や調査結果の積極的な公開を行っていきます。

4 各種文化財の調査研究

事業① 各種文化財の調査研究(文化財担当)

- 町内の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の周知を図るとともに、試掘調査等による遺跡範囲の確定や変更増補に努めていきます。また、止むを得ず破壊されてしまう遺跡については発掘調査を実施し、調査内容の整理と研究を行い、報告書を刊行するとともに、その内容を公開していきます。

5 伝統文化の保存・活用・価値の再評価

事業① 伝統文化の保存・活用・価値の再評価(文化財担当)

- 各無形文化財保存団体に補助金を交付していくとともに、後継者問題や保存活動のためのサポート、国・県等の各種助成事業等の斡旋や紹介を行っています。また、県からの支援を活用し、伝統文化を保存・活用・再評価をしていくための計画を策定し、推進していきます。

6 伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実

事業① 伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実(文化財担当)

- 埋蔵文化財センターの展示方法の検討を進め、整備するとともに、多世代活動交流センター内の各展示室の企画展示や常設展示の定期的な展示替えなどを行うなど、常に町民に町の文化財の普及啓発・情報発信基地となる体制づくりを目指します。

7 学校教育・生涯学習との連携

事業① 学校教育・生涯学習との連携推進(文化財担当)

- 「古代焼き物の里はとやま」の理解を深めてもらうため、鳩中の文化財展示室や多世代活動交流センター展示室を活用した社会科見学の受け入れを行っていくとともに、町民や小中学生を対象とした復元古代窯を活用した焼き物づくり体験教室を開催するなど、学校教育や生涯学習事業と連携した事業を展開していきます。

基本目標10 スポーツの推進

1 健康づくりと交流機会の提供

事業① 健康づくり教室の開催(生涯スポーツ担当)

○ 町民の健康維持・増進や町民同士の交流が図れるイベントを開催し、健康寿命のさらなる延伸へとつなげていきます。

2 スポーツ・レクリエーション活動の推進

事業① スポーツ教室等の開催(生涯スポーツ担当)

○ 町民がスポーツを楽しむとともにスポーツ意欲の高揚が図れるイベントを開催し、明るい地域づくりに努めます。

事業② スポーツ団体の育成(生涯スポーツ担当)

○ 国や県、町の助成を活用するなどによる町スポーツ協会・スポーツ少年団の更なる育成・強化を図り、町スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。

3 スポーツ施設の整備・維持管理

事業① 町内スポーツ施設の整備・改修(生涯スポーツ担当)

○ 既存スポーツ施設の整備改修計画を立案し、計画的な施設整備を進めます。誰もが安全安心にスポーツを行える施設環境を整えられるよう国等の助成事業を積極的に活用し、魅力ある施設の提供により町の活性化を図ります。

■ 資料編

【資料 1】

鳩山町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(平成 23 年 2 月 23 日教育委員会告示第 8 号)

(設置)

第 1 条 鳩山町において、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「鳩山町教育振興基本計画」という。）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、鳩山町教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 検討委員会は、検討委員会の委員（以下「検討委員」という。）12 人以内をもって組織する。

2 検討委員は、次に掲げる者のうちから鳩山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 公募による委員

(役割)

第 3 条 検討委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 鳩山町教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他鳩山町の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、鳩山町教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

【資料2】

鳩山町教育振興基本計画検討委員名簿

No.	検 討 委 員 の 内 訳		
1	学識経験者	山村学園短期大学関係者	の ぐち かず お 夫 野 口 一 夫
2		鳩山高等学校関係者	なか むら つかさ 中 村 司
3	教育関係者	鳩山中学校長	はし もと とし お 雄 橋 本 敏 雄
4		町内小学校長代表者	しも むら はる え 恵 下 村 晴 恵
5		鳩山幼稚園長	おか べ れい こ 子 岡 部 玲 子
6	各種団体を代表 する者	町社会教育委員会	か とう ち か こ 加 藤 静 芳 子
7		町文化財保護委員会	こ ばやし み ち お 雄 小 林 三 千 雄
8		町スポーツ協会	こく ぼ みつ お 男 小 久 保 光 男
9		町PTA連絡協議会	あき み み や こ 浅 見 美 也 子
10	公募委員	公 募 者	はやし よし き 樹 林 義 樹
11		公 募 者	すず き なお ゆき 鈴 木 直 幸

【資料3】

鳩山町の教育に関するデータ

鳩山町教育委員会

1. 教育費予算額・決算額

(単位：千円、%)

年度	一般会計当初 予算額 (A)	教育費当初 予算額 (B)	B/A (%)	教育費決算額
H25年	4,317,000	528,430	12.24	1,451,534
H26年	4,942,000	605,657	12.26	721,670
H27年	4,429,000	476,538	10.76	471,653
H28年	6,054,000	725,793	11.99	584,838
H29年	4,836,000	459,513	9.50	846,217
H30年	5,297,800	411,639	7.78	414,725
R元年 (H31 年)	5,851,000	407,513	6.71	391,218
R2年	6,186,000	413,137	6.68	559,326

2. 教育費予算

①令和3年度当初予算

(単位：千円、%)

年度	一般会計総額(A)	教育費(B)	B/A (%)
R3年度	5,330,000	418,749	7.86
R2年度	6,186,000	413,137	6.68
増減額	△856,000	5,612	

②教育費予算目的別構成表

(単位：千円、%)

予算費目	令和3年度		令和2年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
教育総務費	92,470	22.1	92,068	22.3	402
小学校費	43,051	10.3	46,558	11.3	△3,507
中学校費	32,351	7.7	29,118	7.0	3,233
幼稚園費	43,477	10.4	36,676	8.9	6,801
生涯教育費	116,314	27.8	122,197	29.6	△5,883
生涯スポーツ費	37,353	8.9	35,996	8.7	1,357
給食センター費	53,733	12.8	50,524	12.2	3,209
合計	418,749	100.0	413,137	100.0	5,612

③教育費性質別構成表

(単位：千円、%)

予算費目	令和3年度		令和2年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
人件費	214,339	51.2	220,158	53.3	△5,819
物件費	127,996	30.6	130,336	31.5	△2,340

維持補修費	0	0.0	0	0	0
扶助費	5,697	1.4	4,915	1.2	782
補助費等	68,664	16.4	56,383	13.6	12,281
普通建設事業費	2,053	0.5	1,345	0.3	708
計	418,749	100.0	413,137	100.0	5,612

3. 鳩山町児童・生徒数見込

(基準日：令和3年4月1日)

学校名	区分		学年	R4	R5	R6	R7	R8	R9
亀井小	普通学級	児童数 (人)	1年	11	11	11	6	5	7
			2年	6	11	11	11	6	6
			3年	11	6	11	11	11	6
			4年	8	11	6	11	11	10
			5年	8	8	11	6	11	11
			6年	12	8	8	11	6	11
	特別支援学級	児童数(人)	6	5	3	1	1	1	
		学級数	2	2	2	1	1	1	
今宿小	普通学級	児童数 (人)	1年	32	28	34	26	18	22
			2年	15	32	28	34	26	21
			3年	35	15	32	28	34	26
			4年	34	35	15	32	28	34
			5年	28	34	35	15	32	28
			6年	28	28	34	35	15	37
	特別支援学級	児童数(人)	7	5	5	2	2	2	
		学級数	3	3	3	2	2	2	
鳩山小	普通学級	児童数 (人)	1年	22	24	22	18	18	6
			2年	31	22	24	22	18	19
			3年	22	31	22	24	22	17
			4年	20	22	31	22	24	22
			5年	24	20	22	31	22	24
			6年	27	24	20	22	31	20
	特別支援学級	児童数(人)	5	4	3	3	2	2	
		学級数	2	2	2	2	2	2	
鳩山中	普通学級	生徒数 (人)	1年	62	67	58	63	69	53
			2年	76	62	67	58	62	72
			3年	77	76	64	67	59	68
	特別支援学級	生徒数(人)	5	7	9	12	12	11	
		学級数	3	3	3	3	3	3	

4. 幼稚園

①幼稚園の推移

年	園数	学級数	園児数(人)			教諭数
			総数	男	女	
H26	2	5	66	35	31	7
H27	2	4	58	28	30	7
H28	1	2	35	18	17	4
H29	1	2	38	18	20	4
H30	1	2	38	17	21	4
R1(H31)	1	2	35	19	16	3
R2	1	2	28	15	13	3
R3	1	2	17	8	9	3

②令和3年5月1日現在の幼稚園別内訳

幼稚園名	区分	3歳児	4歳児	5歳児
町立鳩山幼稚園	園児数(人)		7	10
	学級数		1	1

5. 小学校

①小学校の推移

年	学校数	学級数	児童数 (人)			教諭数 (人)
			総数	男	女	
H26	3	26 (0)	545 (0)	279 (0)	266 (0)	45
H27	3	25 (2)	515 (2)	260 (2)	255 (0)	43
H28	3	23 (3)	484 (4)	244 (4)	240 (0)	46
H29	3	21 (5)	446 (9)	226 (9)	220 (0)	40
H30	3	20 (6)	419 (11)	217 (11)	202 (0)	40
R1 (H31)	3	19 (6)	395 (13)	198 (12)	197 (1)	39
R2	3	19 (7)	394 (15)	194 (12)	200 (3)	48
R3	3	19 (7)	365 (20)	177 (15)	188 (5)	41

() は特別支援学級

②令和3年5月1日現在の小学校別学級・児童数

小学校名	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
亀井小学校	児童数(人)	6(0)	12(1)	9(2)	9(2)	12(1)	13(0)	61(6)
	学級数	1	1	1	1	1	1	6(2)
今宿小学校	児童数(人)	14(1)	35(1)	35(3)	25(0)	29(2)	30(1)	168(8)
	学級数	1	1	1	1	1	2	7(3)
鳩山小学校	児童数(人)	30(1)	21(2)	18(0)	23(1)	25(1)	19(1)	136(6)
	学級数	1	1	1	1	1	1	6(2)

() は特別支援学級

③小学校の敷地面積等

区分	亀井小学校	今宿小学校	鳩山小学校
敷地面積	10,875 m ²	14,498 m ²	19,942 m ²
校舎床面積	2,270 m ²	2,978 m ²	3,854 m ²
屋内運動場	613 m ²	733 m ²	995 m ²

6. 中学校

①中学校の推移

年	学校数	学級数	児童数 (人)			教諭数 (人)
			総数	男	女	
H26	1	11 (2)	319 (3)	164 (2)	155 (1)	22
H27	1	11 (1)	325 (1)	168 (1)	157 (0)	20
H28	1	10 (1)	308 (1)	164 (1)	144 (0)	24
H29	1	9 (2)	294 (6)	148 (6)	146 (0)	23
H30	1	9 (2)	277 (5)	135 (5)	142 (0)	24
R1 (H31)	1	9 (2)	257 (3)	122 (3)	135 (0)	22
R2	1	8 (2)	239 (4)	118 (4)	121 (0)	20
R3	1	7 (2)	226 (4)	113 (4)	113 (0)	19

() は特別支援学級

②令和3年5月1日現在の中学校別学級・児童数

中学校名	区分	1年	2年	3年	計
鳩山中学校	生徒数(人)	73(1)	76(2)	78(1)	227(4)
	学級数	2	2	3	7(2)

() は特別支援学級

③中学校の敷地面積等

区分	鳩山中学校
敷地面積	56,999 m ²
校舎床面積	7,375 m ²
屋内運動場	1,888 m ²

④中学卒業者の進路

年度	卒業者 (人)			進学者 (人)						就職 他(人)
	総数	男	女	総数	%	全日制	定時制	通信制	高専・特支	
H22	122	57	65	121	99	117	0	4	0	1
H23	104	55	49	104	100	99	0	5	0	0
H24	112	57	55	111	99	107	0	4	0	1
H25	113	57	56	111	98	106	1	3	1	2
H26	92	46	46	92	100	87	0	4	1	0
H27	100	51	49	100	100	95	2	2	1	0
H28	114	57	57	114	100	111	0	1	2	0
H29	106	57	49	105	99	98	1	6	0	1
H30	103	54	49	102	99	100	0	1	1	1
R1 (H31)	101	55	46	100	99	95	0	3	2	1
R2	97	46	51	97	100	88	0	7	1	1

7. 学校給食センター

①年間給食数

(単位：食)

学校名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1 (H31)年度	R2年度
亀井小学校	17,476	16,793	16,899	16,353	14,506	15,107
今宿小学校	42,020	39,674	38,303	36,757	33,479	35,957
鳩山小学校	44,384	40,815	37,082	33,731	27,714	27,182
鳩山中学校	61,354	57,692	56,868	53,596	45,151	43,641
給食センター	2,939	3,067	3,297	3,298	2,921	3,069
計	168,173	158,041	152,449	143,735	123,771	124,956

8. 町民体育館・生涯スポーツ

①体育施設利用状況

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1 (H31)年度	R2年度
亀井 運動場	利用回数	317	326	278	322	422	555
	利用人数	12,795	12,983	12,247	11,269	12,045	10,544
梅沢 運動場	利用回数	1,166	911	841	937	1,031	1,275
	利用人数	22,919	28,297	25,236	26,117	28,915	30,987
中央 庭球場	利用回数	1,755	1,440	1,410	1,487	1,354	3,002
	利用人数	25,703	21,748	20,905	22,621	20,233	27,977
小用 庭球場	利用回数	155	139	147	146	123	96
	利用人数	1,079	2,901	3,244	2,580	2,574	694
テニス ガーデン	利用回数	2,836	3,928	3,869	3,740	3,510	3,049
	利用人数	17,340	24,216	23,267	21,663	19,713	15,798
多世代 運動場	利用回数	97					
	利用人数	1,301					
町民 体育館	利用回数	3,932	4,209	4,327	4,232	3,761	2,870
	利用人数	41,579	45,761	46,123	48,088	47,384	22,373
多世代 体育館	利用回数	186					
	利用人数	2,528					
計	利用回数	10,444	10,953	10,872	10,864	10,201	10,847
	利用人数	125,244	135,906	131,022	132,338	130,864	108,373

9. 公民館・文化会館

①施設利用状況

※亀井分館は H30 年 6 月をもって閉館

施設名		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 (H31) 年度	R2 年度
中央 公民館	回数	566	766	623	545	406	277
	人数	6,939	12,040	10,194	6,209	4,276	3,082
亀井 分館	回数	142	111	80	7	-	-
	人数	2,925	2,662	1,739	223	-	-
石坂 分館	回数	278	244	588	200	192	82
	人数	4,755	4,455	4,060	3,049	4,656	651
文化 会館	回数	56	49	38	46	42	1
	人数	11,254	7,135	7,479	6,858	5,612	200
計	回数	1,042	1,170	1,329	798	640	359
	人数	25,873	26,292	21,401	16,339	14,544	3,933

10. 町立図書館

①使用状況等

学校名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 (H31) 年度	R2 年度
貸出人数 (人)	31,655	29,003	27,444	28,114	25,003	17,596
貸出資料数 (点)	115,068	105,824	98,792	104,139	94,879	72,954
登録率 (%)	91.25	93.80	95.65	97.36	—	—
貸出点数/日 (点/日)	405.17	373.94	351.57	370.60	372.07	355.87
蔵書数 (点)	133,980	132,897	134,034	134,534	135,062	138,396
蔵書数/町民 (点/人)	9.37	9.45	9.63	9.76	9.94	10.34

※登録率については、令和元年度から記載しない。

11. 石坂集会所

①施設利用状況

施設名		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 (H31) 年度	R2 年度
石坂 集会場	回数	69	70	70	64	60	44
	人数	922	977	994	759	576	288

12. 鳩山町の指定文化財

①登録有形文化財

番号	種別	名称	所在地	登録年月日
登1	登録有形文化財	日野岡家住宅長屋門	須江	H19. 8. 13

②埼玉県指定文化財

番号	種別	種類	名称	所在地	登録年月日
県1	記念物	名勝	物見山岩殿観音の勝	石坂	T11. 3. 29
県2	記念物	史跡	赤沼古代瓦窯跡	赤沼	S25. 3. 30
県3	記念物	史跡	石田国分寺瓦窯跡	赤沼	H 8. 3. 19
県4	有形	工芸品	雲版	赤沼	H12. 3. 17

③鳩山町指定文化財

番号	種別	種類	名称	所在地	登録年月日
町1	無形民俗		泉井神社獅子舞	泉井	S52. 5. 18
町2	無形民俗		毛呂神社屋台囃子	熊井	S52. 5. 18
町3	無形民俗		八坂神社祭り囃子	今宿	S52. 5. 18
町5	記念物	天然記念物	八幡神社のイチイガシ	高野倉	S54. 4. 25
町6	記念物	史跡	十郎横穴群	石坂	S54. 4. 25
町7	記念物	史跡	舛井戸遺跡	須江	S56. 4. 1
町8	有形	書跡	円正寺の御朱印状	赤沼	H 4. 3. 25
町9	有形	考古資料	円正寺の宝篋印塔	赤沼	H 4. 3. 25
町10	有形	絵画	円正寺の不動堂の算額	赤沼	H 4. 3. 25
町11	有形	工芸品	円正寺の不動堂の鰐口	赤沼	H 4. 3. 25
町12	有形	絵画	円正寺の不動堂の絵馬	赤沼	H 4. 3. 25
町13	記念物	史跡	円正寺の教恩碑	赤沼	H 4. 3. 25
町14	有形民俗		円正寺の不動堂おみくじ及び版木	赤沼	H 4. 3. 25
町15	有形	歴史資料	横田家旗差物	石坂	H 4. 3. 25
町16	記念物	史跡	休山寺の教恩碑	石坂	H 4. 3. 25
町17	有形	彫刻	休山寺の十一面観音立像	石坂	H 4. 3. 25
町18	有形	彫刻	休山寺の釈迦如来坐像	石坂	H 4. 3. 25
町19	有形	考古資料	金沢寺の十三仏板碑	泉井	H 4. 3. 25
町20	有形	絵画	真光寺の水天画像	大豆戸	H 4. 3. 25
町21	有形	工芸品	興長寺の半鐘	小用	H 4. 3. 25
町22	有形	考古資料	山下6号窯跡出土須恵器	教育委員会	H 4. 3. 25
町23	有形	考古資料	雷遺跡出土瓦	教育委員会	H 4. 3. 25
町24	有形	考古資料	赤沼字四反田出土蔵骨器	教育委員会	H 4. 3. 25
町25	有形	考古資料	大平遺跡出土蔵骨器	教育委員会	H 4. 3. 25
町26	有形	絵画	保積稲天画学校場図絵	亀井小学校	H 4. 3. 25
町27	有形	歴史資料	亀井小学校関係資料	亀井小学校	H 4. 3. 25

町 28	有 形	考古資料	須恵器香炉蓋状製品	教育委員会	H 5. 3. 26
町 29	有 形	考古資料	土製印章	教育委員会	H 5. 3. 26
町 30	有 形	考古資料	須恵器在銘壺	教育委員会	H 5. 3. 26
町 31	有 形	考古資料	須恵器底裏在銘壺	教育委員会	H 5. 3. 26
町 32	有 形	考古資料	休山寺の半鐘	石坂	H 5. 3. 26
町 33	記念物	史跡	雷遺跡	赤沼	H 7. 2. 23
町 35	有 形	彫刻	円正寺の木造聖観音坐像	赤沼	H11. 3. 4
町 36	有 形	彫刻	円正寺の木造十一面観音立像	赤沼	H11. 3. 4
町 37	有 形	工芸品	阿弥陀堂の銅造観音立像	大橋	H14. 3. 25
町 38	有 形	彫刻	妙光寺の木造地藏菩薩半跏像	熊井	H17. 3. 24
町 39	有 形	考古資料	妙光寺の弘安九年板碑	熊井	H17. 3. 24
町 40	有 形	古文書	高野倉村名主家文書	教育委員会	H17. 3. 24
町 41	有 形	歴史資料	赤沼村秣場争論裁許絵図	赤沼	H20. 3. 25
町 42	有形民俗		石井家伝来常滑焼種壺	赤沼	H20. 3. 25
町 43	有 形	工芸品	窯元根岸家熊井焼伝世品	熊井	H21. 3. 24

※町指定文化財のうち「町 4」は県指定の「県 4」に、同じく「町 34」は「県 3」に変更



第 2 期鳩山町教育振興基本計画

(令和 4 年度～令和 1 1 年度)

※令和 8 年 3 月一部改訂

編集・発行 鳩山町教育委員会 (教育委員会事務局)

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16

TEL (049) 296-1211 (代表)

FAX (049) 296-7557 (教育委員会事務局)

<http://www.town.hatoyama.saitama.jp>

e-mail h320@town.hatoyama.lg.jp